

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

松江市は、都市計画マスタープランのもとで、道路、公園、下水道などの生活関連施設整備に加え、ソフトビジネスパークの誘致や松江湖南テクノパークの造成による産業関連施設の整備、堀川遊覧、松江城などの観光施設整備、さらには宍道湖や堀川の水質浄化や景観保全・形成に関わる市条例の制定などに積極的に取り組んできました。その結果、市民生活の利便性の向上はもとより、IT関連産業を中心とする企業進出や、観光等の振興に伴う交流人口の増加などの新たな動きを見ることができました。

こうした中、平成17年に松江市とその周辺7町村が大合併し、広大な市域と個性豊かな自然・文化を有する「新松江市」が誕生しました。それまで独自に育んできた1市7町村の多様な人材・文化・産業等が松江市のもとに結集され、新しい未来に向けた歩みを始めました。しかし、新市誕生時に懸念されていた人口減少や少子高齢化、地球環境の悪化などの問題は、予想を上回る速度で進んでいます。また、社会経済構造の変化から中心市街地の空洞化や周辺地域の過疎化などの現象が顕在化しており、松江市の活力低下が懸念されています。とりわけ、中心市街地は、都市の中核的機能を担っているだけに、このまま空洞化を放置すれば松江市全体の活力低下につながり、長い年月をかけて形成された固有の歴史・文化等も損ないかねません。

また、平成18年には、国において、改正都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の見直し（いわゆる「まちづくり三法」の改正）が行われ、従来の経済発展をベースとした拡大型の都市形成から、地域の実情に応じた都市の再構築へとまちづくりの視点が大きく転換されました。それは都市機能の郊外拡散の「抑制」と中心市街地の「再生」により、まちのコンパクト化と中心市街地の賑わい回復を目指したものです。

松江市においても、これまでみられた都市の外延的拡大から、既存のインフラを生かしつつ都市機能の質的レベルアップを図る方向への転換により、自立・持続的発展を目指す都市経営が求められるようになってきています。

また、松江市は、これまで培ってきた水と緑の松江らしさに加え、人にも環境にもやさしく、暮らしやすさを実感できる魅力あるまちづくりが求められています。そのため、中心市街地の拠点性を生かした集積型の都市づくりを行うとともに、地域の生活を支える地域拠点のまちづくりを併行的に推進し、これらを有機的にネットワーク化した「拠点連携型の都市構造」を構築します。

本計画は、松江開府400年、先人たちが営々と構築してきた都市基盤の上に立って、新しい今日的諸機能をつけ加え暮らしと経済と環境の調和ある発展が実現できる、「水と緑とやさしさ 活力あふれる^{まち}都・松江」の都市計画マスタープランを策定するものです。

2. 計画の目標

目標年次は平成 29 年度

目標年次は、松江市総合計画の基本構想を考慮し、10年後の平成 29 年度（2017 年度）とします。

なお、策定後の社会経済情勢の変化に対応するために、中間年の 5 年後に見直します。

計画区分	基準年	目標年
松江市総合計画	平成 19 年度 (2007 年度)	基本構想：平成 28 年度 (2016 年度)
松江市都市計画 マスタープラン (今回計画)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)

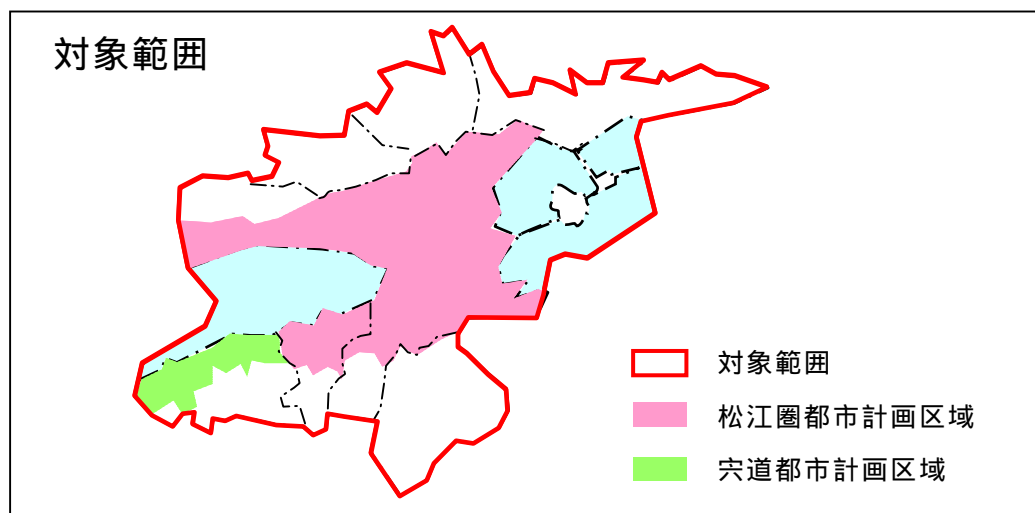
目標人口は 20 万人

前回(2005 年)の国勢調査で明らかとなった人口減少に歯止めをかける人口定住が当面する最大の課題であり、今回のマスタープラン策定は人口定住を大きな柱として位置づけ、目標人口は総合計画との強い関連性から 20 万人とし、宍道湖・中海圏域の中核都市にふさわしい都市機能を担い、住みやすく暮らしやすいやさしさに満ちた都市を目指します。

3. 計画の対象範囲

対象範囲は松江市全域

これまでの都市計画マスタープランは、「都市計画区域」を対象としていました。しかし、中心部と周辺部の連携によるバランスの取れた都市機能配置が必要なことから、本計画は「松江市全域」を対象範囲とします。

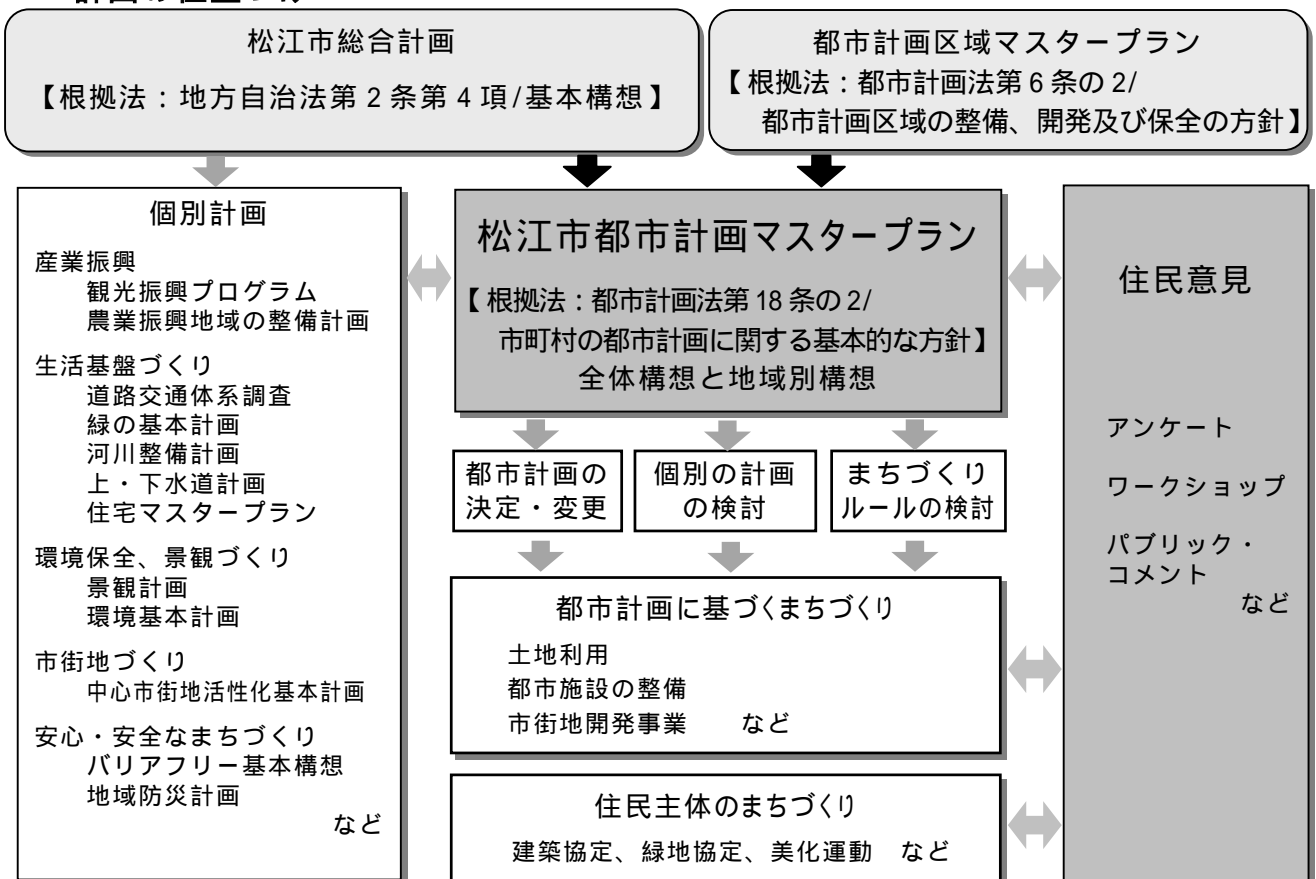


4. 計画の位置づけと役割

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づいた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が、創意工夫のもとに市民の意見を反映して、都市の総合的、長期的な将来像を明らかにするものです。本都市計画マスタープランは、「松江市総合計画」や島根県が策定した「都市計画区域マスタープラン」に即して基本方針を定めています。また、将来あるべき松江市の姿を市民に示し、合意形成を図り市民参加型のまちづくりを促す役割を担うものです。

具体的には、長期的な都市政策の視点に立ち、区域区分¹や用途地域²などの土地利用、道路、公園、下水道などの都市施設及び土地地区画整理事業などの市街地開発事業の整備方針を明確にし、松江市のグランドデザイン³を示します。

計画の位置づけ



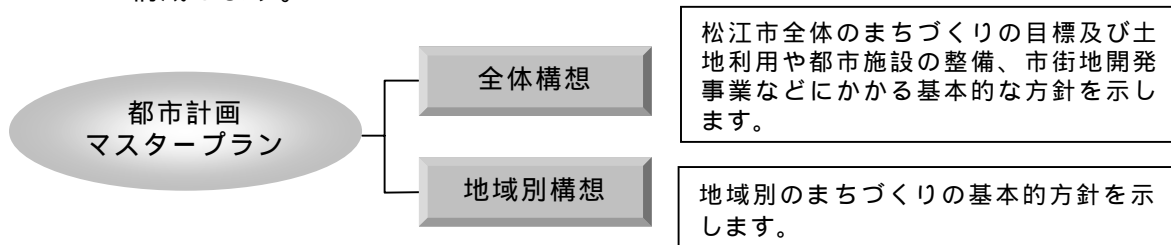
¹ 区域区分：市街化区域と市街化調整区域を分けること。一般には「線引き」と言われている。

² 用途地域：様々な用途の建築物が無秩序に建築されることを防止し、または類似の用途の建築物を一定の地域に集合させるために指定する地域のこと。

³ グランドデザイン：広域的な観点から松江市の担うべき役割を踏まえた市域全体の設計図。

5. 本章の構成

都市計画マスタープランは、松江市全体の土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業などにかかる基本的な方針を示す「全体構想」と、地域別のまちづくりの基本的方針を示す「地域別構想」を主な内容として、次の6章で構成します。



本章の構成

序章 計画の策定にあたって	計画策定の背景と目的 計画の対象範囲 本章の構成	計画の目標 計画の位置づけと役割
第1章 松江市の現状と課題	松江市の現状 松江市の課題	
第2章 都市ビジョン	まちづくりの基本理念 まちづくりのテーマ	
第3章 将来都市構造	将来都市構造の考え方 将来都市構造設定のための視点 将来都市構造を構成する3要素別の方針	
第4章 全体構想	自然と歴史・文化を大切にするまちづくり 誰もが安心して安全に生活できるまちづくり 計画的な土地利用による秩序あるまちづくり 交流と連携による利便性・機能性の高いまちづくり 都市機能の集積と利用による活力あるまちづくり	
第5章 地域別構想	地域区分の考え方 活力ある地域づくりの基本的方針	
第6章 まちづくりの実現に向けて	協働の力で推進するまちづくり 計画・実行・見直し機能をもった柔軟性のあるまちづくり	

第1章 松江市の現状と課題

松江市の現状と課題は、都市ビジョンや将来都市構造、全体構想を明らかにするための前提として、都市の概況、社会経済情勢の変化、市民の意向等を現状として整理したうえで、都市計画として主要な課題を抽出します。

1. 松江市の現状

松江市の現状は、都市の概況、社会経済情勢の変化、市民の意向に分類して、その概要を示します。

(1) 松江市の概況

最初に、松江市の個性である自然、歴史・文化、また、都市活動の動向として人口、産業について概観します。

自然的特色をみると、松江市の北部には宍道湖北山県立自然公園を形成する山地が連なるほか、日本海に面したリアス式海岸など大山隠岐国立公園に指定された美しい海岸景観を誇っています。中央部には、中海と宍道湖を結ぶ大橋川が市の東西方向に流れています。南部には、中国山地の緑豊かな自然環境や水田地帯が美しい農村風景を展開し、玉造温泉をはじめとする温泉資源にも恵まれています。また、夕景や四季折々に表情を変える宍道湖をはじめとする水と緑の情景は、住む人、訪れる人を魅了してやまない松江市固有の風景であり、水郷松江の象徴となっています。

歴史・文化的特色をみると、松江市は古代出雲政治・文化発祥の地であり、出雲国庁跡や国分寺跡をはじめ数々の歴史・文化的資源が存在しています。また、近世において城下町として栄え、今も松江城や堀川などがその当時をしのばせています。

人口は、平成12年(2000年)まで増加していましたが、自然増加数(出生者数 - 死亡者数)及び社会増加数がマイナスに転じたことから、平成17年(2005年)には戦後初めて人口減少となっています。特に、社会動態では、若年層の就職・就学による転出が人口減少の主な原因となっています。年少人口(14歳以下)は、この20年間減り続けており、高齢者人口(65歳以上)は逆に増加傾向にあり、少子高齢化の傾向が目立つようになっています。

産業は、就業者数が平成12年(2000年)の約10万1千人から、平成17年(2005年)の約9万6千人に減少しています。また、農業、製造業、商業の生産額・販売額も減少傾向にあります。観光客数は、近年750万人から810万人の間で増減を繰り返しており、平成18年(2006年)は823万人となっています。

(2)松江市をめぐる社会経済情勢の変化

松江市をめぐる社会経済情勢は大きく変化しています。ここでは、今後の都市政策を考えていくうえで配慮すべき、「暮らし」「経済」「環境」がどのように変化しているかについて概観します。

ア 暮らしに関わる変化

(ア) 人口減少と少子高齢化の進行

松江市は、都市活力の源となる人口が減少するという問題に直面しています。このまま放置すれば、若年層の流出や高い高齢化率が見られ、ますます深刻化することは明らかです。こうした事態は労働力の減少やそれに伴う生産活動の縮小、コミュニティ⁴の衰退や限界集落⁵の出現も否めません。このため、全市の総力を結集して暮らしやすい地域社会の形成を一層推進し、持続的発展が可能な都市の再生を図る必要があります。

(イ) 安心・安全な社会への希求

ユニバーサルデザイン⁶の考え方を取り入れた都市づくりにより、誰にとっても利便性の高い都市基盤づくりが進む一方で、豪雪雨や地震などの自然災害への対応等が懸念されており、暮らしの安全、住まいの安全が求められています。このため、より安全で安心して快適な生活ができるまちづくりを進める必要があります。

(ウ) 交流の活発化

広域交通網の発達や情報通信技術の進展等により、宍道湖・中海圏域はもとよりさらに広域的な交流も盛んになりつつあります。このため、人的交流、物流、情報交流の増大へ適確に対応していく必要があります。

イ 経済に関わる変化

(ア) 地方分権の進展

地方自治体への各種権限移譲が進む中、地方が自らの知恵によるまちづくりを行い、また、地域住民が自分たちのまちは自分たちの手で守りつくっていくこうとする地域の自主・自立が求められています。このため、地域の個性を十分に踏まえた地域主体のまちづくりを進める必要があります。

(イ) 産業・雇用環境の変化

事業所数や従業者数が減少している中、パート・アルバイトや派遣従業員といった不安定雇用者の割合が高まっています。また、有効求人倍率は改善傾向がみられるものの全国と比較すると低い状況にあります。このため、生活基盤を支える安定した就業の場の確保が必要です。

(ウ) 公共投資の選択と集中

依然として松江市においても厳しい財政状況の中にあり、社会保障費の増大、都市基盤の維持管理や施設更新などへの対応が懸念されます。このため、ソフト施策の積極的な導入や既存ストック⁷の活用を行うとともに、地域社会にもたらす便益と費用負担を分析、評価して投資するなど効果的な公共投資が必要です。

⁴ コミュニティ：直訳すると「地域社会」。仲間意識を持って生活する集団、地域及び人々。地縁などの生活上のつながりなどにより行動を共にする人びとや集まりを「地域コミュニティ」という。

⁵ 限界集落：人口の50%以上が65才以上で、共同生活、共同作業ができなくなっている集落をいう。

⁶ ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

⁷ 既存ストック：これまでに整備された道路や公園などの都市基盤施設、建築物、地域の資源など。

ウ 環境に関わる変化

(ア) 環境問題意識の高まり

自然界に存在する風や太陽光などの資源を有効活用するしくみがつくられ、新エネルギーの開発や環境負荷を低減する技術開発等がますます進展していくものと予想されます。

また、地球温暖化や廃棄物の増加など、環境問題に関する意識の高まりがみられることから、松江市は「リサイクル都市日本一」を目指した歩みをさらに進めていく必要があります。

(イ) 質の高い都市環境の形成

物質的な豊かさから心の豊かさへ価値観が移行し、ライフスタイルの面では趣味や余暇時間を重視する傾向や自然環境豊かな地域での居住志向がみられ、一方においては、新たな都心回帰志向もみられます。このため、都市は単に利便性が高い場所だけではなく、より質の高い暮らしのできるゆとりと潤いある都市環境づくりを行うことが必要です。

(3)市民の意向

市民の意向をまちづくりに反映するため、実施したまちづくりワークショップやアンケート調査結果から、松江市の魅力、定住条件、整備の方向性を概観します。

(ア) 松江市の魅力（まちづくりワークショップ）

魅力として寄せられた意見の多くは、国際文化観光都市としてふさわしい風光明媚な景観等に代表される自然環境に関する事項（宍道湖、夕日、山、海、温泉）や、古代出雲政治・文化の中心地として栄え、現代まで育まれてきた歴史・文化に関する事項（祭り、方言、人柄、まちなみ）、また豊かな食材に関する事項（そば、魚、お茶、和菓子）がありました。

(イ) 松江市の定住条件（まちづくりワークショップ）

定住条件として必要なものは、松江市の魅力であり特徴ともいえる観光資源の利用促進や景観資源の保全活用、豊かな人間関係のさらなる醸成などが挙げられます。また良好で賑わいある都市環境を形成する上で必要となる、中心市街地の整備や交通環境の整備、安心安全で利便性の高い基盤づくりなどの意見がありました。

(ウ) 整備の方向性（アンケート）

市街地整備の方向性については、「地域格差が生じないようにする」「支所や駅周辺など地域の市街地を中心にまちづくりを行う」が上位を占めました。

個別の施設整備について、道路や交通では、市全体に必要なのは「広域的な幹線道路の整備」、地域に必要なのは「歩道の設置」「生活道路」「鉄道、バスなどの公共交通の充実」が上位を占めました。

公園・緑地では、市全体・各地域ともに必要なのは「日常の憩いのための身近な広場や公園の整備」が上位を占めました。

景観形成では、「山や丘陵、水辺等の自然景観を残す」「電線類を地中化し、すっきりさせる」が上位を占めました。

2. 松江市の課題

松江市の抱える主要な課題は、先に述べた概況、社会経済情勢の変化、市民の意向などを踏まえ、体系的に整理します。

課題は、都市計画の基本となる「土地利用」「都市施設の整備」「市街地整備」に関する事項、魅力あるまちづくりや安心して生活できるための「都市環境」「安心・安全」に関する事項、市民参加による暮らしやすいやさしいまちづくりを進めるための「市民との協働⁸」に関する事項に大別して抽出します。

(1) 土地利用に関する課題

ア 計画的な土地利用

(ア) 市街地における土地利用

松江市では、中心部の地価が高いことから居住機能・商業機能が郊外へ拡散するなど市街地の拡大が進んできました。しかし、人口減少時代に入り市街地の拡大は中心部の低密度化の要因となり、中心市街地の空洞化などの新たな都市問題が発生しています。中心市街地の空洞化は、単に商店や住居が失われるだけでなく、松江市がこれまで築き上げてきた都市としての機能や役割、そして都市の個性を損なうことにつながります。

そのため、これからの市街地整備は、豊富な既存ストックの再活用と各種都市機能の再集積を図ることにより中心市街地を再生していくことが重要です。

また、今後の都市政策においては、都市の環境負荷を抑制するためにも、無秩序な市街地拡大を抑制し、個々の市街地の特性に応じた用途別の土地利用を進める必要があります。

(イ) 市街地周辺における土地利用

市街地周辺地域は、農地や山林が多く食料生産の場としての機能をはじめ、水源涵養⁹や水害防止の機能、農村景観の形成など多岐に亘る機能を担っています。こうした農地や山林の機能を維持するためには、まとまった優良農地や自然公園に指定された山林などを保全していく必要があります。

一方で、担い手の高齢化や減少などで農地の保全が難しくなりつつあるため、集落営農の推進、農地やコミュニティ機能の維持、地域の活性化に向けた土地利用も進める必要があります。

⁸ 協働：複数の主体（ここでは、市民と行政など）が共通の目的や課題解決を目指して、役割と責任の分担のもとに協力して取り組むこと。

⁹ 水源涵養（かんよう）：森林は雨水を土の中にすばやくしみこませ、その雨水を一時的に貯めた後、ゆっくりと川に送り出すこと。この機能を「水源かんよう機能」という。

(ウ) 郊外における土地利用

郊外地域は、若年世代の転出等により少子高齢化が進行し、居住人口の減少が見られ地域コミュニティの維持が困難になっている集落もみられます。これを放置すると、集落の崩壊や農地の荒廃が懸念される状況にあります。

地域コミュニティの維持・向上と豊かな自然環境の保全を図るには、まずその地域での居住環境の向上が不可欠です。そのためには、下水道など快適な生活に欠かせないインフラの整備と地域にある商店や診療所などの立地継続による生活利便性の確保が必要です。

また、緑豊かな中国山地や島根半島の山々、美しい海岸線を誇る日本海沿岸、ラムサール条約登録湿地に認定された宍道湖・中海などの自然環境を保全するとともに、潤いと安らぎあるまちづくりを目指した土地利用を進める必要があります。

イ 産業の拡充・創出に向けた土地利用

農業が中心の第一次産業は、農家の高齢化等により休耕地が増大している状況にあることから、担い手への農地の利用集積等により優良農地の保全を図ることが必要です。

建設業及び製造業が中心の第二次産業は、事業所数や従業者数はいずれも減少傾向にあります。松江市が推進している定住施策においても、第二次産業における就業の場の創出が大きな課題の一つとなっています。

市内全域を対象とした企業立地奨励制度や電源立地市の特性を活かした優遇制度を活用して、既存工業団地、市や松江市土地開発公社の遊休資産への企業誘致を推進するとともに、企業の立地ニーズに的確に対応するため、郊外においても産業用の土地利用を可能とする必要があります。

卸売・小売業及びサービス業が中心の第三次産業は、サービス業の事業所数、従業者数は近年増加傾向にあります。また、Ruby¹⁰で注目されるITなど「知的産業」分野は地理的制約を受けず、今後大きな期待が持たれています。これらを含め中心市街地に就業の場を増やすとともに、生活利便性を支える商業の振興につなげることも必要となっています。

また、郊外の地域拠点で商業機能を維持していくことは、日常生活を支えるうえでも重要となっています。

¹⁰ Ruby：松江市在住のまつもとゆきひろ氏が開発したオープンソースソフトウェア(自由な利用・修正・複製・再配布を認めたくえて、プログラムの設計図を公開しているソフトウェアのこと)プログラミング言語のこと。

(2)都市施設の整備に関する課題

ア 交通ネットワークの強化

(ア) 地域連携と交流の活性化

松江市内においては山陰道の開通により、高速交通網が整備されてきましたが、広域的には中国横断自動車道 尾道松江線（松江道）も含め未整備区間が多く、地域活力を生み出す広域交流を一層促進するため、早期の高速道路の整備が求められています。

また、国県市道の平均改良率は6割以下であり、市内連携の向上と各種モビリティ¹¹水準を確保するため、中心市街地と郊外の拠点を結ぶネットワーク路線の充実も不可欠となっています。

(イ) 公共交通機関の確保

松江市の公共交通はJR、一畑電車、路線バス、郊外部のコミュニティバス¹²及び航路で構成され、JR松江駅を中心にバスを主体とした公共交通ネットワークが形成されています。

しかしながら、鉄道や路線バス等の公共交通の利用者が減少し、採算性などの問題から路線数や運行回数が減少するなど、存続が危ぶまれる路線も存在しています。

将来の高齢化社会への対応や環境負荷の低減をさらに進めるために、公共交通機関の存続・確保だけでなく、その一層の充実が課題となっています。

(ウ) 交通需要マネジメント（TDM¹³）施策の展開

通勤時間帯には、幹線道路など随所に交通渋滞が発生し、市民生活や経済活動、防災対応などに支障をきたしています。

交通渋滞を緩和し既存の道路や公共交通網を効果的に活用するためには、中心市街地への自家用車の乗り入れ規制、自動車利用から公共交通利用への転換、その他交通規制などの交通需要マネジメント施策の取組みを展開していく必要があります。

¹¹ モビリティ：移動性、たやすく動けること。

¹² コミュニティバス：路線バスなどの交通手段で、これまで対応できていなかった障害者や高齢者の日常的な地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり比較的小型で小回りの利くバスを使って運行しているもの。

¹³ TDM（交通需要マネジメント施策）：（Transportation Demand Management）の頭文字をとったもの。交通需要マネジメント（TDM）とは、車利用者の交通行動（時間、経路、手段、発生源等）の変更を促すことにより、都市や地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法。

イ 居住環境関連施設の整備促進

松江市の都市公園の整備面積は 12 m²/人（都市計画区域人口 1 人当たりの整備面積）で、整備基準（都市公園法施行令に定められている標準は 10 m²/人以上）と比較しても高く、大規模な都市公園もいくつか存在しています。しかし、地域住民の暮らしに最も身近な小公園や広場が少なく、住民からもその整備が求められています。

河川では、過去に幾度も水害に見舞われており、台風や集中豪雨への備えのため、大橋川をはじめとした河川改修や内水排除¹⁴施設の整備などが必要となっています。

下水道は、平成 18 年度末で普及率が 92%と県内で最も高い地域となっています。しかし、市内の地域別の整備状況を見ると整備が完了した地域がある一方、整備の行き届いていない地域があり、さらに整備を進めていく必要があります。

ごみ焼却場、下水処理場、火葬場、市場等の都市施設は、将来の人口や経済状況を見据える中で、都市として必要な規模の確保、リサイクルや省エネルギー化した施設を整備する必要があります。

¹⁴ 内水排除：松江市街地の橋北地区は、河川、堀川を利用して宍道湖に雨水を排水していますが、大雨等により宍道湖の水位が上昇し自然排水ができない場合、ポンプなどにより排水を行うこと。

(3)市街地整備に関する課題

ア 広域的な拠点の高次多機能化

松江市の中心市街地は、松江市の「まちなか」であるとともに、広域的視点においても周辺都市からの人々が集まる「まちなか」としての機能を具備する必要があります。

しかし、中心市街地としての役割や魅力が薄れつつあり、新たな高次都市機能¹⁵の配置や既存機能の強化を図るとともに、既存機能の更新にあたっては、周辺へ流出した機能を中心部へ再配置していく必要もあります。

また、中心市街地は都市基盤が整備された高密度な居住環境の場であることから、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

さらに、松江市の中心市街地には歴史・文化的な資源が多く、観光の拠点ともなっており、魅力的な景観形成など来訪者が何度も訪れたいまちづくりを進める必要があります。

イ 地域拠点の生活機能の強化

市街地周辺及び郊外、特に支所の周辺などは、行政機関の窓口をはじめとする生活関連の都市機能が存在しており、地域生活活動の拠点の一つとなっています。

このため、今後とも医療、福祉、商業などの生活関連を中心とした機能強化を行い地域生活の維持・向上を図るとともに、当該地域の特性を生かした個性的で魅力のあるまちづくりを推進する必要があります。

また、各地域の個性的で魅力あふれる資源を生かした新産業の創出や観光における拠点形成などを行い、新たな就業の場を創出する必要があります。これらによって、各地域の特色を生かす歴史や文化資源、水辺や緑地等の自然環境を継承する地域拠点としての機能を存続させる必要があります。

¹⁵ 高次都市機能：高度医療、知的産業、高等教育機関、コンベンションホール、美術館などのこと。

(4)都市の環境に関する課題

ア 国際文化観光都市らしい景観形成

松江市は、固有の景観を「保全」「創造」「継承」していくため、平成17年(2005年)に景観行政団体¹⁶となり、平成19年(2007年)景観計画を策定し景観条例を施行しました。今後は、地域住民の景観に対する意識や社会情勢の変化等に応じて景観計画重点区域¹⁷等の追加指定や見直しを随時行う必要があります。

また、松江市を代表する松江城や宍道湖などの景観に配慮して構築された公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、引き続き周辺環境と調和した整備推進や管理を行い、良好な景観をより一層充実させることが必要です。

近年マンションなどの高層ビルの建設により、市民の景観に対する意識が高まっていることから、松江城天守閣、大塚山などの眺望ポイントから良好な眺望景観を保つような配慮が必要です。このため、建物の高さ規制や緑化、デザインの統一などにより市民や来訪者に心地よい都市景観を確保する必要があります。

さらに、屋外広告物は様々な情報を提供し、まちの活気や賑わいを演出する側面もありますが、無秩序な表示や掲出により、都市の景観や自然の風致を損ない、公衆に対する危害などの問題が生じています。このため、国際文化観光都市にふさわしく、地域の景観特性に即した規制や基準を設ける必要があります。

¹⁶ 景観行政団体：都道府県、指定都市、又は都道府県知事と協議して景観行政を実施する市町村を指す。景観行政団体になると、法的な効力で、景観計画区域内の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、必要な場合に建築物等の形態、色彩、意匠などに関する変更命令を出すことができる。

¹⁷ 景観計画重点区域：きめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図る区域。現在、松江城周辺や宍道湖周辺などが該当。

イ 水と緑を生かした都市空間の創出

松江市には、大山隠岐国立公園や宍道湖北山県立自然公園が指定されていることから、水と緑が調和する豊かな自然景観と自然環境に恵まれていることがうかがえます。

特に、平成17年(2005年)には、日本屈指の汽水湖である宍道湖、中海がラムサール条約¹⁸登録湿地の認定を受け、豊かな自然に対して「賢明な利用(ワイズユース)」¹⁹を図るなど自然環境に対して一層の配慮が求められるようになりました。

こうした豊かな水と緑の資源を生かして、都市アメニティ²⁰の向上とともに、一層良好な都市景観や空間を創出していくことが引き続きの課題となっています。

¹⁸ ラムサール条約：正式名称「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」国際的な協力のもと湿地の賢明な利用と保全を進め、次世代に伝えていくことを目的とする国際条約。

¹⁹ 賢明な利用：(Wise Use) 生態系の自然特性を変化させないような方法で、人間のために湿地を持続的に利用すること。湿地(湖など)で獲れる魚や貝などの恩恵を受けつつ、その豊かな生態系を子孫に伝えられるように、守りながら利用していくことが、「賢明な利用」と言える。例えば、1日の漁獲量が適正に管理されているしじみ漁などは、「賢明な利用」と言える。

²⁰ アメニティ：歴史や自然なども含めた総合的な居住環境の快適さ

(5)都市の安心と安全に関する課題

ア 自然災害・都市的災害への対応

松江市の中心市街地一帯は、地盤の低い区域が多く、過去幾度も水害に見舞われてきました。また、周辺地域では、地すべり地帯が点在し、台風や集中豪雨による土砂災害が起きており、自然災害に対する対策が急がれています。幸い大きな震災は受けていませんが、建築基準法改正前（昭和56年改正：耐震基準強化）の建物が圧倒的に多いことから、密集地での耐震化が必要となっています。

また、松江市は全国で唯一の原子力発電所が立地する県庁所在地であり、危機管理の強化、住民への啓発などが必要です。

イ 安心して暮らせる生活空間の創出

これまで、地域の安全性の確保に対しては、防火パトロールや防犯パトロールなど、地域コミュニティが重要な役割を果たしています。近年、全国的に犯罪発生件数の増加、犯罪の低年齢化や凶悪化などが進んでおり、住民の犯罪被害に対する不安感が高まっています。このため、地域ぐるみで被害を受けやすい子どもや高齢者等を見守るしくみづくりなど、行政や企業、地域や住民が協働で地域の安全性を確保しなければならなくなっています。

また、子どもや高齢者は交通事故などに巻き込まれやすいため、交通安全施設の整備を進めるなど、安心して移動できる生活空間の創出が必要となっています。

さらに、これらを含め安心して暮らせるための道路情報や防災情報などの各種情報提供を充実していくことも必要です。

(6)市民との協働に関する課題

ア 市民と行政の役割分担

松江市が自律的かつ継続的な発展を図っていくためには、市民や市民活動団体（町内会、自治会、NPO法人、ボランティア団体等）、行政が課題を共有し、それぞれの役割分担のもとにまちづくりを行っていく必要があります。そして、行政だけでは解決できない地域や暮らしに密着した問題などをはじめとして、市民と行政がともにまちづくりを行うという協働によるまちづくりが必要となります。

イ 市民参加のしくみづくり

市民参加によるまちづくりへの意識が高まりつつある中、平成8年（1996年）の松江市都市計画マスタープランを契機に、市民参加の学習会（ワークショップ）などを通じ、まちづくりリーダーの育成を進めてきました。その後、地域の様々な課題に対して自発的に取り組む活動が活発になっています。特に、NPOや学生のまちづくりへの参加が増え、若年層の活力や新たな専門家集団の発想がまちづくりに取り入れられつつあります。

今後とも、地域の実情を熟知している市民が主体となり、松江市独自のまちづくりを進めていくことが重要であり、ワークショップや学習会などの実施による人材育成や地域のまちづくりグループの組織化など、誰もがより参加しやすいしくみが必要となっています。

第2章 都市ビジョン

松江市の現状と課題及び市民の意向を踏まえ、松江市のまちづくりを進めていくうえでの考え方として基本理念を示し、目指すべき姿としてテーマを設定します。

1. まちづくりの基本理念

松江開府 400 年、長い歴史と伝統の基で発展し続けた松江市は、人口の減少という新しい局面を迎えています。その具体的な現象として中心市街地の空洞化、郊外団地や集落の高齢化の進行などを見ることができますが、こうした現象は地域活力やコミュニティ機能さらには地域資源の管理機能等を低下させ、松江市全体の活力と機能の低下・縮小を招きかねません。

こうした状況の中で松江市が持っている人材と知恵、歴史・文化及び自然資源を総結集・再構築し、これからの新しい松江市のまちづくりを継続していかなければなりません。

松江市は、先に「松江市総合計画」を策定し「はるかな歴史・水と緑を大切にすまちづくり」「人・心・ゆとりを大切にすまちづくり」「人がいきいきと活気あふれるまちづくり」というまちづくりの基本理念を定めています。

本マスタープランでは、松江市総合計画の基本理念を尊重しつつ、都市構造の変化も見据え、都市計画として追求すべき基本理念を次のように定めます。

(1)暮らしやすさが実感できる、質の高いまちづくり

松江市は個性豊かな地域が組み合わさって形成された地域複合体です。そのなかで、市民一人一人、地域それぞれが同じような都市サービスが受けられるような都市機能の整備を行うことが重要です。合わせて、地域の個性や特性、歴史や文化を尊重し、魅力と活力に満ちた松江市に発展していく取り組みも重要となります。

松江市は、長い伝統から醸成された「豊かな人情」、海・山・平地・湖等からなる「美しい景観」と「恵まれた自然環境」をもち、市民はそこに居住することに高い愛着と誇りを持っています。こうした環境を生かしつつ、暮らしやすく質の高い市民生活を実現していくため、市民と行政、関係機関が一体となってまちづくりを推進します。

(2)人が行き交い、活力あるまちづくり

持続的な都市の発展に向けて、定住に加え交流という視点でまちづくりを進め、松江市に多くの人が行き交い、住み、働き、学び、訪れ、多様な活動が展開される都市を目指します。

このため、医療・福祉の充実したまちなか居住²¹や豊かな自然環境の中で生活する田園居住²²など、住民ニーズにあった多様な居住環境を提供します。

さらに、安価で優良な宅地供給や企業誘致と連動した住宅確保を推進するなど、就業者の流入・転入の促進を図ります。

これらの施策の推進により、住みやすさにさらに磨きをかけ、「定住」「多世代居住」「交流」が盛んになる活力あるまちづくりを進めます。

松江らしさの確立（アイデンティティの確立）

松江らしさとは、市民の意見において、松江固有のものとして松江城やその周辺のまちなみなどの歴史的な景観、宍道湖や中海といった水と緑に包まれた自然や情緒などが挙げられます。

また、松江らしさを感じる要素を整理すると、「優雅さ、気品ある、安らぎ、艶やか」といったキーワードが浮かび上がります。



注：まちづくりアンケート、まちづくりワークショップから松江市の魅力に関するキーワードを抽出。

²¹ まちなか居住：中心市街地活性化基本計画の対象区域（中心市街地）に居住すること。

²² 田園居住：自然景観と調和した居住環境を備えた郊外部に居住すること。

2. まちづくりのテーマ

「暮らしやすさが実感できる、質の高いまちづくり」「人が行き交い、活力あるまちづくり」という基本理念を基に、まちづくりを推進し、10年後の松江市の目指すべき姿として、まちづくりのテーマを以下のように設定しました。

水と緑とやさしさ 活力あふれる^{まち}都・松江

水と緑とやさしさに包まれる^{まち}都

松江のまちを俯瞰すると、緑豊かな山々とそれらに囲まれ青く広がる宍道湖・中海、美しい日本海と海沿いの山並みなどが見えます。これらは、水と緑が見事に調和された松江市固有の魅力的な自然と景観であり、松江市民共通の誇りです。

この豊かな自然を生かし、人々の営みの中で培われてきた歴史や文化、まちなみや思いやりの心は、住む人々を慈しみ、訪れる人々を魅了するやさしい都市を育んできました。

これらのかげがえのない財産を次世代に引き継ぎ、計画的な土地利用の誘導や既存ストックを活用した環境の負荷が少ないまちづくりを進めます。

そして、協働による松江らしい景観づくりや公共交通機関の充実、バリアフリーに配慮するなど、子供から高齢者まで、人にも環境にもやさしく「水と緑とやさしさに包まれる都(まち)」を形成していきます。

活力あふれる^{まち}都

松江の中心となるまちなかは、人々が集い、賑わいあふれる広域的な拠点を目指します。

周辺地域は、地域で育んだ固有の資源を広域拠点へ提供し、自然と調和する個性豊かで持続的発展が可能な地域拠点を目指します。それらは互いに連携し、交流・定住・就業の場を創出し、拠点性・利便性が高く、人々が生き生きと暮らし続けるまちづくりを進めます。

また、松江の特色にさらに磨きをかけることにより、まちの魅力を一層高め、観光産業をはじめとする地域産業を振興して、新たな魅力を加え、山陰の中核都市、宍道湖・中海都市圏のリーダー都市としてふさわしい松江らしさを醸し出していきます。そして、世界に誇れる伸び行く国際文化観光都市として、「活力あふれる都(まち)」を形成していきます。

第3章 将来都市構造

将来都市構造は松江市の骨格を空間的、概念的に示すものであり、都市ビジョンの実現に向けての考え方や視点を明らかにするとともに、都市構造を規定する要素についての基本方針を示します。

1. 将来都市構造の考え方

松江市の将来都市構造を考えるうえで、二つの要素を挙げるができます。

一つは、人口減少・超高齢社会を迎える今、松江市においては、拡大型の都市形成を図るのではなく、人々のあらゆる営みを支えてきた各地域の拠点に機能を集積させ、整備済みの都市基盤を再活用することで、拠点としての役割をさらに高めていくことです。

もう一つは、合併して成立した新松江市の広い市域の中で、各地域の拠点間の連携を強化し松江市全域の一体性を強めることで、「都市力²³」を総合的に高めることです。

この二つの要素を満たす都市構造は、異なる個性を持った地域がそれぞれ個性を磨きつつネットワーク化することで総合的な力を強めるものであり、出雲、米子都市圏との連携を保ち、さらに広域的な都市圏における都市の存在意義を高めること、さらには、環日本海を視野に入れた広域交流拠点としての役割を果たすものでなければなりません。

この都市構造を実現していくには、拠点としての役割、市民生活や都市活動を支える商業、製造業、観光レクリエーション等の諸機能を適切に配置・集積を行うとともに、道路・情報などのネットワークの強化が必要です。

また、豊かな自然環境と多様な活動をする人々が居住空間を共有・共生し、環境負荷の少ない土地利用を推進することは地方都市の優位性を発揮することにつながります。

このため、「広域都市圏における松江市の果たすべき役割」、「都市拠点との連携強化」と「計画的な土地利用」を視点として将来都市構造を定めます。

²³ 都市力：類似の資源が集まることによる規模拡大の効果の発揮や異なる資源が融合することによる相乗効果の発揮によって、都市としての魅力が向上すること。

2. 将来都市構造設定のための視点

(1) 広域都市圏における松江市の果たすべき役割

松江市は、古くから物流、人的交流ならびに水・陸交通の要衝であり、山陰地方の中核都市、また、島根県の県庁所在地として政治・経済・文化の中心的役割を担ってきました。

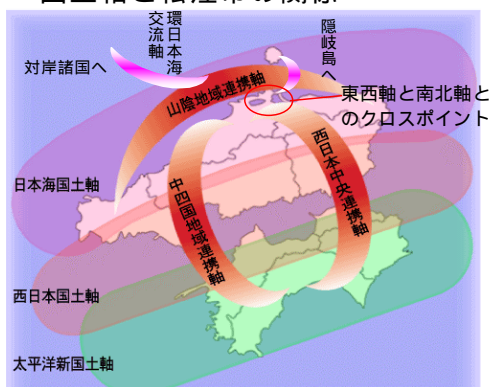
また、出雲市、米子市などを含む宍道湖・中海都市圏の中央に位置しているとともに、日本海国土軸と四国に伸びる地域連携軸のクロスポイントとなっています。さらに、環日本海を見た場合、今後大変重要となる東アジアとの関わりにおいて、その地理的優位性も持っています。

松江市は、こうした古くから担ってきた政治・経済・文化の中心的役割に加え、この地理的優位性を生かし、道州制に移行した場合においても他の都市と比較されて埋没するのではなく、山陰の中核都市として、確たる存在を示す必要があります。

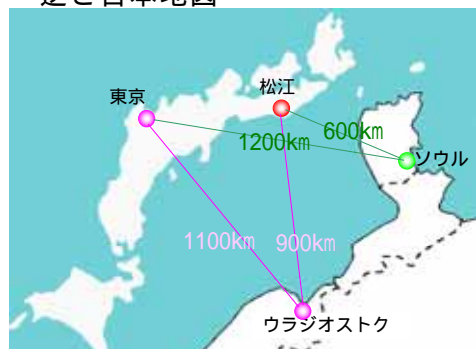
しかし現時点においては、自立的発展が期待される地方中核都市としての形成は、都市機能や各種の受け皿など、圏域を十分にリードするには至っておらず、中四国地方で見れば、山陽側との地域格差も生じています。

このため、松江市は、拠点都市との人・物・情報について交流を促進させ、要（かなめ）としての役割を確立することが必要です。そして、各都市圏との交流・連携の中心都市として、牽引力や吸引力を高める広域拠点性の向上や軸の強化が必要です。

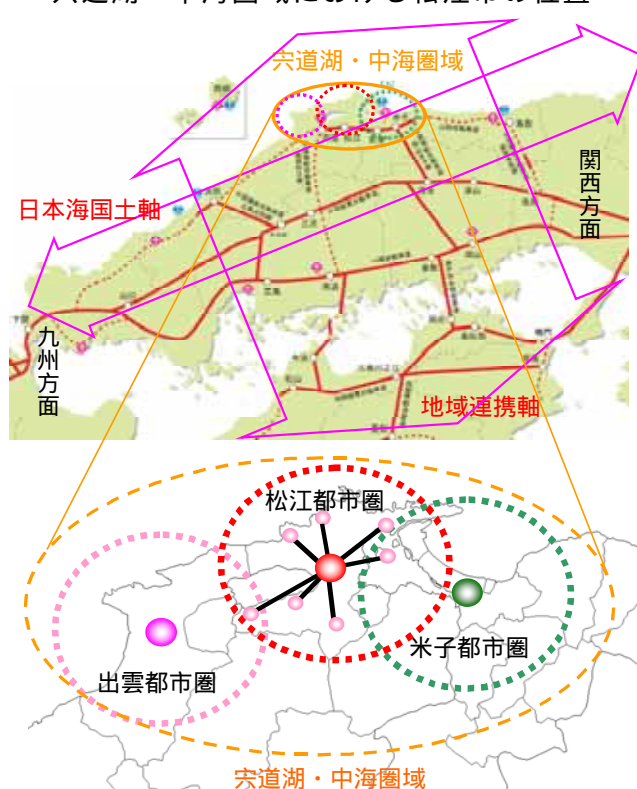
国土軸と松江市の関係



逆さ日本地図



宍道湖・中海圏域における松江市の位置



(2)都市拠点との連携強化

ア 都市機能の集積

牽引力や吸引力を高める都市づくりを行うためには、松江市全体の生活利便性の維持・向上を図り、人が住み訪れることによって「都市力」をアップすることが必要です。

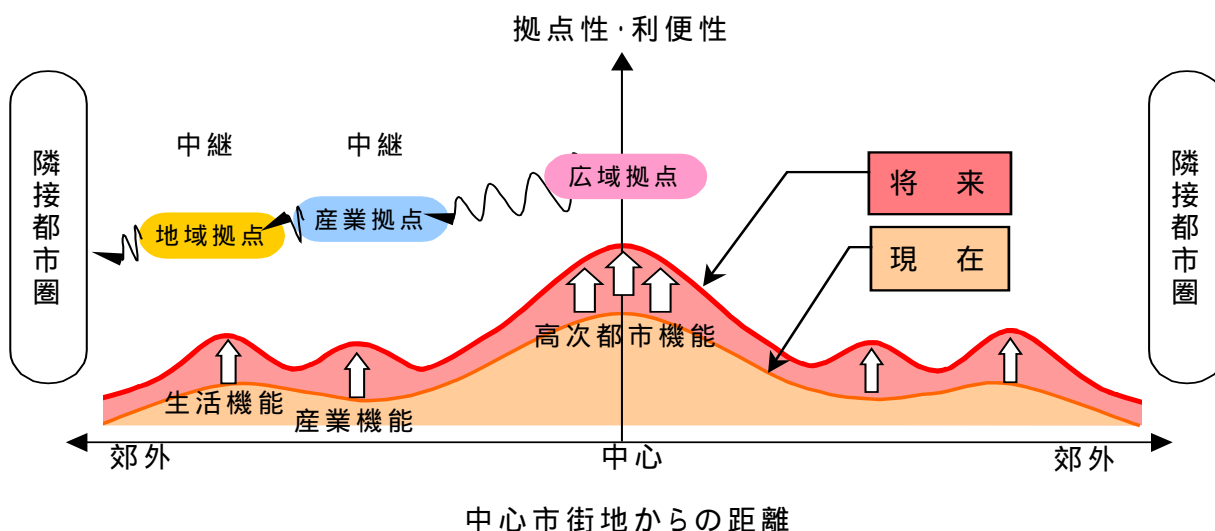
このため、市内随所に拠点を設けることとし、各支所を中心とした区域に加え、湖北の一畑電車沿線、支所と中心市街地を結ぶルート上に地域拠点を位置づけます。また、中心市街地を形成する松江の中央を広域拠点とします。

広域拠点は、整備済みの都市基盤を有効に活用するとともに、松江市に必要な高次都市機能（高度医療、知的産業、高等教育機関等）を中心に集積させ拠点性や全国に向けた情報発信機能を高めます。

地域拠点は、各々の個性、地域の魅力を伸ばすとともに、拠点周囲の集落と一体となり、一つの生活圏域を形成するよう生活機能（基礎的医療、福祉、文教、商業など）や各種産業機能の集積、確保を図り、居住性を高めます。

これらの拠点を確実に築き上げ、自然とふれあうことができる都市環境や都市的サービスを楽しむことができる地域環境の形成によって、広がりのある市民生活が可能となる質の高い都市空間を創造し、総合的に拠点性・利便性の高い都市を構築します。

都市機能の集積イメージ



イ ネットワークの形成

暮らし慣れた地域の利便性をさらに向上させるためには、中心市街地の高次都市機能（高度医療、知的産業、高等教育機関等）を享受するモビリティ水準を向上させ、一方で、中心市街地と地域拠点の地域資源を享受できる双方向のネットワーク化を図ることが重要です。このため、中心市街地のモビリティ強化と地域拠点とを連絡する幹線道路や各々の地域拠点を結ぶ生活道路のネットワーク強化を図ります。

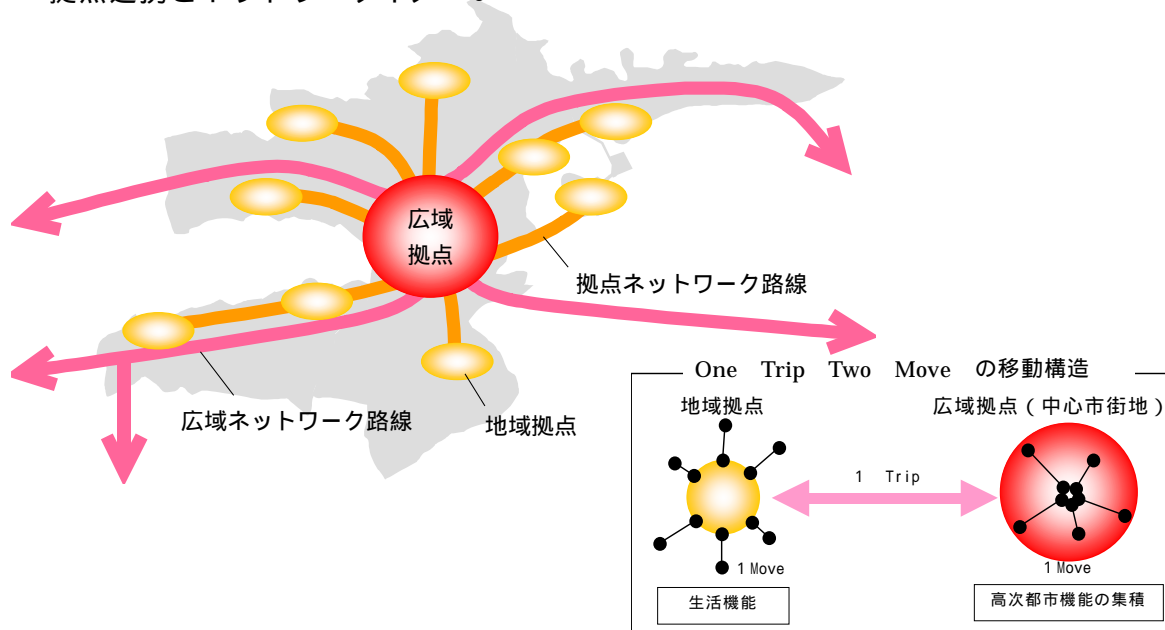
こうしたネットワーク強化は、住み慣れた地域での日常生活を支える移動（move）、高次のサービスに対応する広域拠点への移動（trip）、広域拠点内における小移動（move）で構成される都市内移動構造（「ワントリップ・ツームーヴ（One trip Two move）」²⁴と呼ぶ）を構築します。

この移動構造を構築し、市内全域でのミニマムモビリティ²⁵水準の確保・向上を図ることで、連携、交流を活発化し市域全体に躍動感ある活気を生み出します。

また、道路ネットワークだけでなく、行政・情報サービスの均一化、時間短縮を図るため、情報通信のネットワーク強化も必要です。

これからの高齢社会や環境問題、また期待される交流人口の増加へ対応していくために、トリップ区間において公共交通の確保・充実を行い、自家用車に過度に依存しない都市構造を再構築します。

拠点連携とネットワークイメージ



²⁴ ワントリップ・ツームーヴ：トリップ（trip）は、距離感のある移動、意識の中で境界線を越える移動、ムーヴ（move）は、距離感のない移動、地域内での日常の移動。

²⁵ ミニマムモビリティ：社会生活を営む上で必要最小限の交通サービス。

(3)計画的な土地利用

地域の持続的な発展を目指し、これまで積み重ねてきた地域資源や地域特性を生かすため、周辺環境や景観などと調和した土地利用を目指します。

このため、市内各地域において一体となったまとまりのある土地を面的な広がりと捉えて、地域活力の維持・向上にむけた土地利用の適正化を図ります。

特に、市街地周辺部やネットワーク路線沿道など開発ポテンシャル²⁶のある地域については、各種法規制や市街化調整区域の緩和条例²⁷、開発ガイドライン（市街化調整区域の地区計画ガイドライン²⁸）などの適正な活用を図り、秩序ある土地利用を誘導します。

²⁶ ポテンシャル：潜在的に持っている可能性。ここでは開発可能性と読み替える。

²⁷ 市街化調整区域緩和条例：正式名称は「松江市開発行為等の許可の基準に関する条例」で、2002年10月1日より施行しており、開発許可等の手続きの迅速化、定住化による地域コミュニティや営農環境の維持・活性、さらには経済効果が期待されている条例。

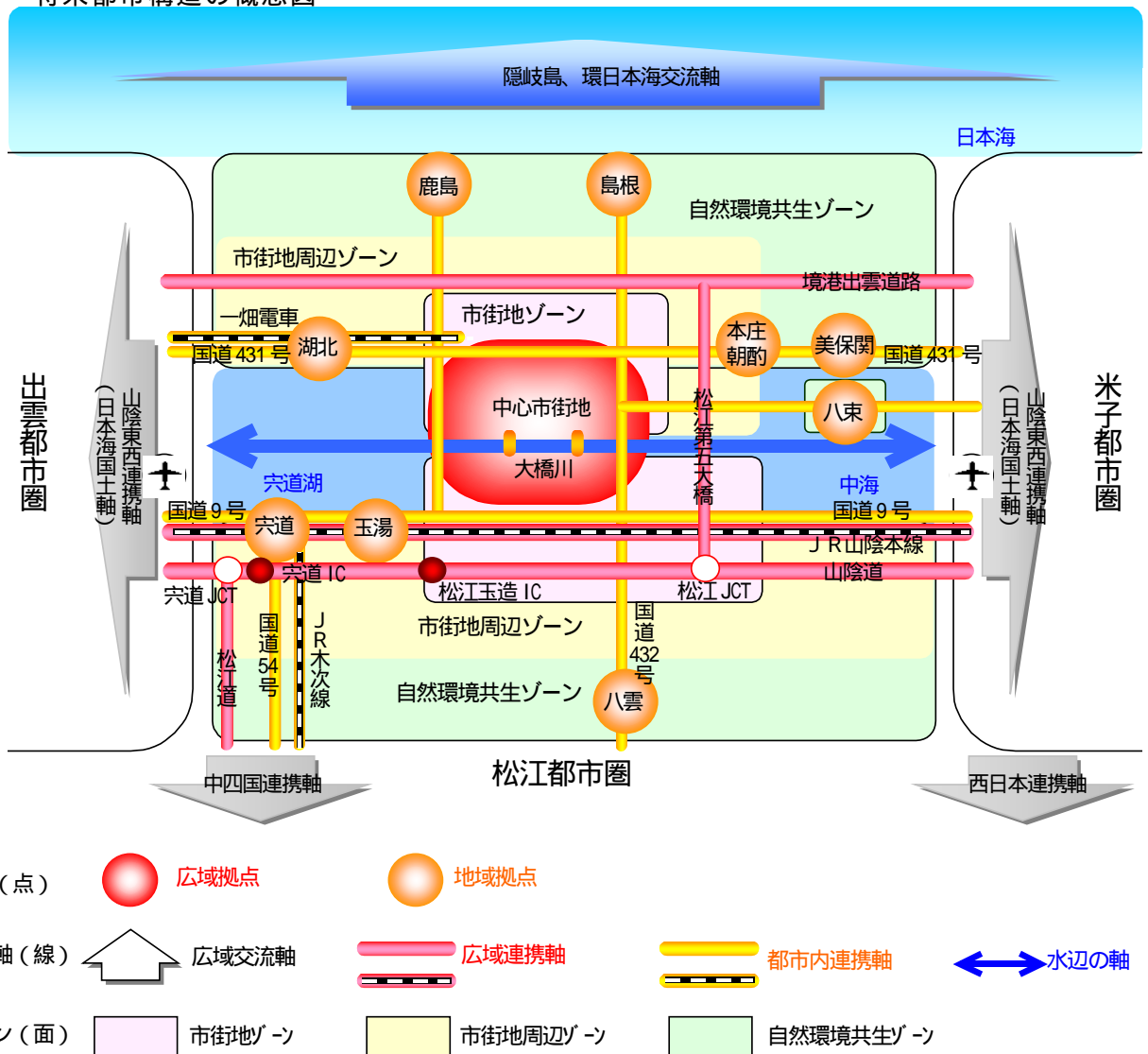
²⁸ 市街化調整区域の地区計画ガイドライン：都市計法等の改正（平成18年5月31日交付）に伴い、市街化調整区域における開発許可制度が見直され、市町村が定める地区計画に適合する場合に開発が許可されることから、地区計画を定めるための最低限の基準。

3. 将来都市構造を構成する要素別の方針

松江市の将来都市構造は、本市が持つ固有の資源や伝統・文化、また立地条件等から地域を面的な広がりで捉えて、土地利用を計画的に推進していく「ゾーン」、その地域個性や資源を集積・活用している中心部としての「拠点」、そして広域拠点と地域拠点を結び、あるいは他の都市圏と連結し相互の交流や活用をより活性化させていく「都市軸」という三つの要素で構成します。

本マスタープランにおいては、これら三要素を下図のように有機的に結び付け、「拠点連携型の都市構造」を実現していきます。

将来都市構造の概念図



(1)ゾーン：まとまりある土地利用の範囲

各地域の特性や特色を生かした土地利用を促進し、それぞれの役割にあった機能が発揮できる「ゾーン」形成を目指します。

「ゾーン」は、自然等の特色ごとの同一性を持つ区域を土地利用の範囲とし、「市街地ゾーン」「市街地周辺ゾーン」「自然環境共生ゾーン」の三ゾーンを設定します。

「市街地ゾーン」は、旧松江市の市街化区域のうち中心市街地とその周辺部、「市街地周辺ゾーン」は、秩序ある土地利用を進める都市計画区域内で市街地ゾーンから除かれる範囲、「自然環境共生ゾーン」は、自然環境に恵まれた都市計画区域外の範囲を概ねのイメージとします。

また、各ゾーンにおいては、都市計画法及び農地法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、その他関連する法令と関連させ自然環境の保全を基本としながら、限られた平地部の有効活用を図ります。

(2)拠点：都市の発展を牽引する都市機能の集積地点

様々な都市機能が集積する中心市街地、周辺地域のまちづくりの中心となる拠点により、自然環境に恵まれた郊外部を形成させながら、総合的な都市機能の向上を目指します。

「拠点」は、都市の発展を牽引する都市機能の集積地点として、「広域拠点」「地域拠点」「産業拠点」「観光レクリエーション拠点」の四種類を設定します。

「広域拠点」は中心市街地を、「地域拠点」は支所周辺等を位置づけ、それぞれの拠点は、「産業拠点」「観光レクリエーション拠点」の役割も果たします。

また、地域固有の資源を積極的に活用することにより、個性的で魅力的な拠点の維持・形成を図るため、「産業拠点」「観光レクリエーション拠点」は既存施設等それぞれの集積地を位置づけます。

(3)都市軸：都市全体や地域の連携を強化する軸

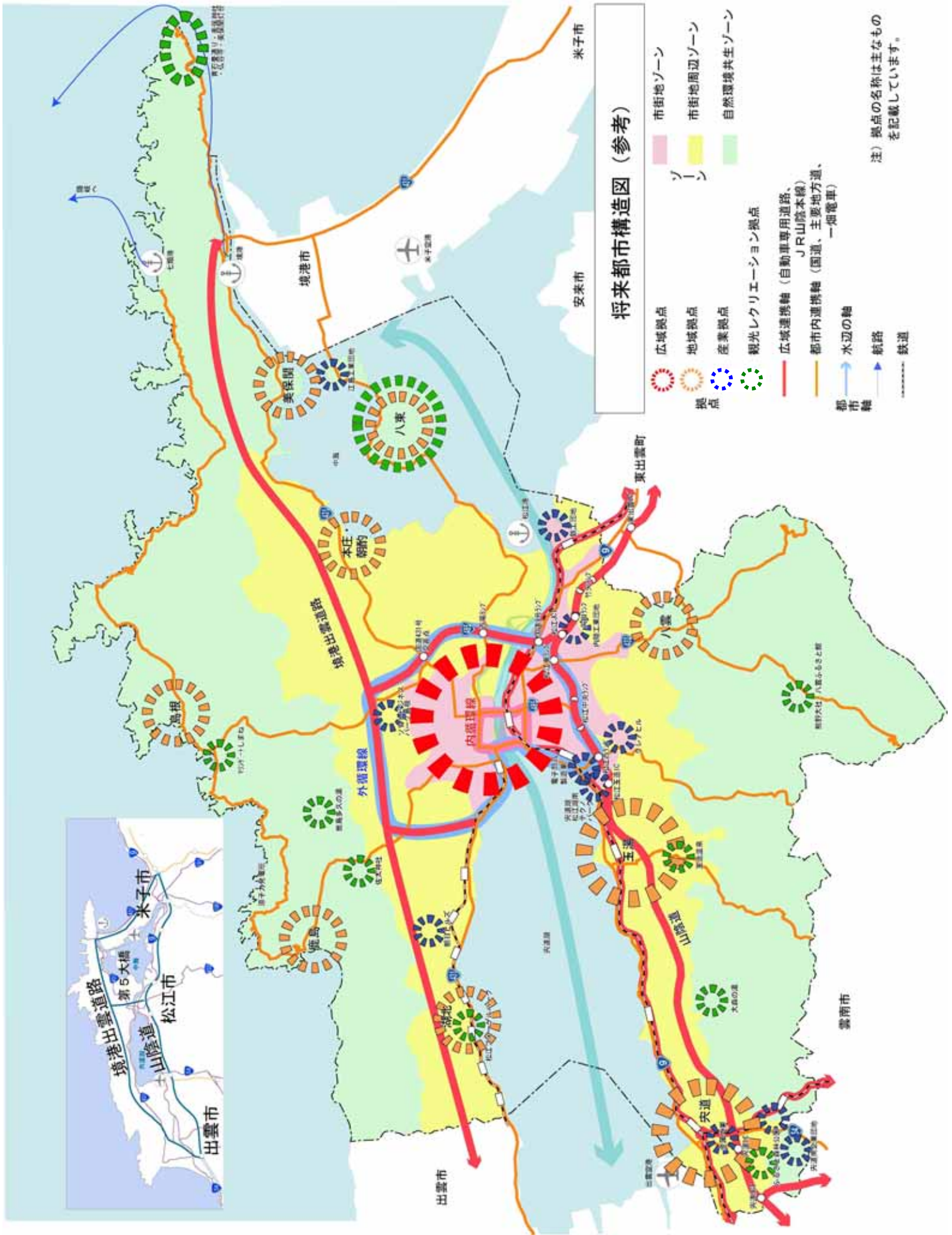
松江市の骨格をなす道路ネットワーク中心の交通軸、都市空間に憩いや治水安全度を考慮した水辺軸の両者を合わせ、市内外を有機的に連携する「都市軸」の形成を図り、都市の各種機能強化を目指します。

「都市軸」は、都市全体や広域の連携を強化する軸として、「広域交流軸」「広域連携軸」「都市内連携軸」「水辺の軸」の四種類を設定します。

「広域交流軸」は、日本海国土軸、西日本連携軸、環日本海交流軸を示し、「広域連携軸」は八の字ルート²⁹を形成するなどの自動車専用道路網、JR山陰本線、「都市内連携軸」は主に国道、主要地方道及び一畑電車北松江線で構成します。

「水辺の軸」は、環境上、景観上の基軸も兼ね、宍道湖と中海、それらを結ぶ河川を位置づけます。

²⁹ 八の字ルート：宍道湖・中海圏域を山陰道、地域高規格道路境港出雲道路、国道9号、国道431号、第五大橋で構成する八の字型の道路網。



将来都市構造図 (参考)

- 広域拠点
- 地域拠点
- 産業拠点
- 観光レクリエーション拠点
- 市街地ゾーン
- 市街地周辺ゾーン
- 自然環境共生ゾーン
- 広域連携軸 (自動車専用道路、JR山陰本線)
- 都市内連携軸 (国道、主要地方道、一畑電車)
- 水辺の軸
- 航路
- 鉄道

注) 拠点の名称は主なものを記載しています。

第4章 全体構想

全体構想は、松江市全域の都市整備の方向性を示すものです。松江市が山陰の中核として確たる地位を築き、さらに飛躍していくためには、都市ビジョンで示したまちづくりの根幹となる考え方を基に、拠点連携型の都市構造を構築していかなければなりません。そのためには、市域全体について、実効性と推進力を伴った体系的な都市政策を展開することで、中核都市としての存在意義を示すことが可能となります。

ここでは、自然と歴史・文化を大切にする都市環境の形成、誰もが安心して安全に生活できる基礎的条件の整備、秩序ある計画的な土地利用、交流と連携による利便性・機能性の高い施設整備、都市機能の集積と利用による活力ある拠点形成を目指し、以下の五つの方針を示します。

まちづくりの理念

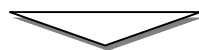
- 暮らしやすさが実感できる、質の高いまちづくり
- 人が行き交い、活力あるまちづくり

まちづくりのテーマ

水と緑とやさしさ 活力あふれる都・松江^{まち}

将来都市構造

拠点連携型の都市構造



都市整備方針

自然と歴史・文化を大切にするまちづくり
(環境形成)

誰もが安心して安全に生活できるまちづくり
(安全形成)

計画的な土地利用による秩序あるまちづくり
(土地利用)

交流と連携による利便性・機能性の高いまちづくり
(施設整備)

都市機能の集積と利用による活力あるまちづくり
(拠点形成)

(第6章 まちづくりの実現に向けて
協働の力で推進するまちづくり
に記載)

1. 自然と歴史・文化を大切にすまちづくり

松江市は、自然、歴史、文化、景観など全国に誇れる多くの資源を有しており、このような資源を大切にするとともに、まちづくりに効果的に生かしていくため、魅力的な景観づくりや水と緑のネットワークづくりを進めます。

また、良好な景観形成を図るため、平成17年（2005年）に景観行政団体となり、平成19年（2007年）には景観計画を策定しました。今後は、景観計画に基づき、市全体を景観計画区域³⁰とし、緩やかな規制・誘導を行うとともに、よりきめ細やかな基準により規制・誘導する景観計画重点区域、さらには強制力がある景観地区³¹の積極的な拡充を図り、「松江らしい景観づくり」を行います。

(1) 魅力的な景観づくりの方針

地域の優れた景観や歴史・文化を保全・創造・継承するとともに、市民・事業者と協力して美しく風格ある景観を育みます。

ア 景観の骨格となる資源の保全

ラムサール条約登録湿地に認定された「宍道湖・中海」や市内の日本風景街道³²をはじめ、日本海、宍道湖、中海の水辺、北山山系、湖南山地の山並みなどの良好な景観資源を、松江の景観の骨格として保全します。

イ 全国に誇れる歴史的景観資源の保存

塩見縄手などの江戸時代の伝統的なまちなみや風土記の丘の史跡など、全国に誇れる松江固有の歴史的な景観を後世に伝えていくとともに、これらの歴史的景観資源を観光などに活用することにより、交流人口の拡大を促進します。

ウ まちなみ景観の保全、形成

農村集落や赤瓦の漁村集落などのまちなみは、生活に根ざした地域固有の景観資源であり、地域に対する愛着を育み、地域住民共有の財産として後世に伝えていきます。

エ 活力ある景観の形成

山陰の中核都市である松江市の中心市街地は、高次都市機能が集積する広域拠点となっており、良好な景観形成に関する規制・誘導を行うことにより、都市の活力とゆとりを示す景観を形成していきます。

沿道景観を構成する道路や地域景観の拠点となる公園緑地などの公共施設は、地域景観の向上に資する整備を推進します。

オ 市民の景観に対する意識の醸成

市民が誇りと愛着を持つことができる良好な景観形成を推進するとともに、松江市の景観に関する啓発普及活動を促進することにより、景観に関する市民、事業者の意識向上を図ります。

³⁰ 景観計画区域：景観形成上影響が大きい大規模な建築物や工作物の建設行為などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行う区域。松江市全域が対象。

³¹ 景観地区：罰則規定があるなど強制力が強く、建築物などの形態意匠、高さ壁面の位置など、きめ細やかな規制が可能な都市計画の地域地区指定のこと。塩見縄手地区が該当。

³² 日本風景街道：地域が主体となって、道路から見た風景や町並みなどを美しく、魅力あるものにするここと、訪れる人と迎える地域住民の交流を促進し、観光復興や地域の活性化を目指すために位置づけたルート。

(2)水と緑のネットワークづくりの方針

心のゆとりや豊かさが求められている中、良好な自然環境を生かし、水と緑の保全や創出に配慮したネットワークづくりを進めます。

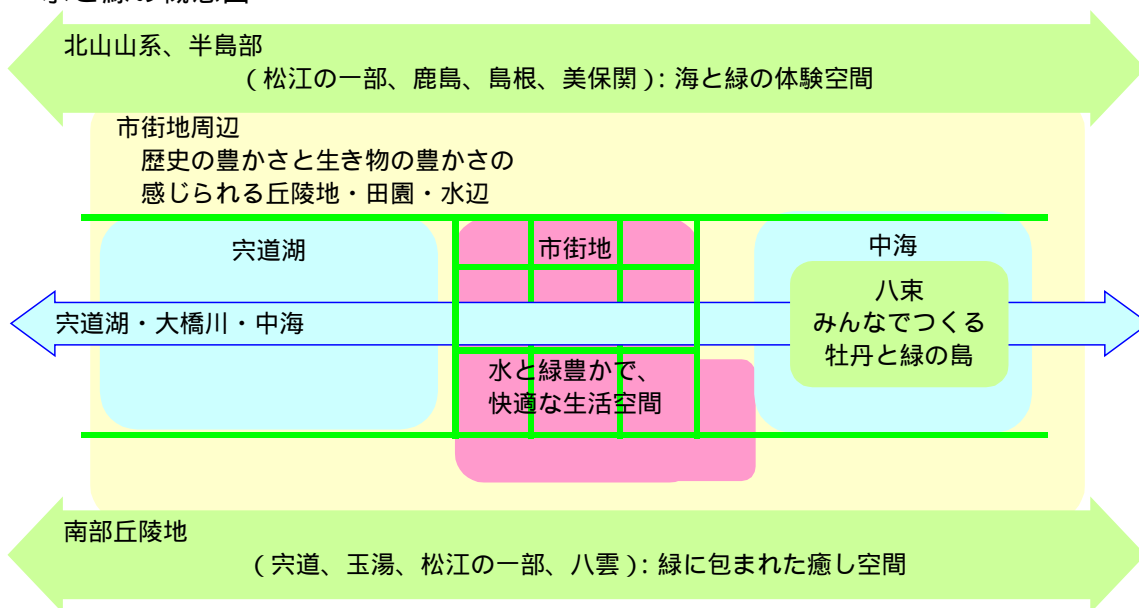
ア 水と緑の保全と活用

宍道湖を起点とし、大橋川を経て中海に至る水の骨格及び北山山系から南部丘陵地に至る緑の骨格は、水郷松江の水と緑に必要な機能を確保しつつ、景観形成とあわせて、適正に保全します。

市内を流れる河川、公園の樹林地などの身近な水辺や緑とともに、農地や湖沼などは、豊かな水や緑、土とのふれあいの場として、関係機関などとの連携を図りながら安全性にも配慮し、適正に活用します。

市街地及び市街地周辺部の貴重な植生を有する樹林地や社寺林は、緑地保全地域（都市緑地法）の指定を新たに検討するとともに、緑地保全区域（松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例）の拡大を検討します。

水と緑の概念図



イ 水と緑のまちなみづくり

都市公園と同等の機能を有する公共施設緑地の適正な維持管理や、地域の中心となる支所、学校、公民館等の緑化を推進します。

住宅街では、建築協定、地区計画、まちづくり協定などによる緑化推進を図ります。

緑化余地が少ない市街地では、街路樹等の植樹や河川堤防の緑化を推進し、連続性のある緑の空間をつなぎ、水と緑のネットワークとして整備を進めます。

2. 誰もが安心して安全に生活できるまちづくり

都市化の進展等に伴い災害の発生形態が変化し、大規模化、複雑化の傾向も強まっています。また、地域力³³の低下が懸念されている中で、子どもや高齢者などが安心して暮らせる地域環境づくりが必要となっています。

このため、災害に強いまちづくり、交通安全、防犯のまちづくり、ひとにやさしいまちづくりを行い、誰もが安心して安全に生活できるまちづくりを目指します。

(1) 災害に強いまちづくりの方針

鳥取県西部地震や浸水被害の教訓のもと、平常時からの防災、災害発生時の迅速な対応、早期の都市機能復旧が可能となるよう、市民・事業者・行政が一体となった、災害に強いまちづくりを推進します。

ア ライフラインの強化

広域拠点や地域拠点においては、災害に強い施設づくりなど防災機能を高めるとともに、被災時の市民生活を支えるライフライン³⁴の強化を関係機関に働きかけます。併せて、各拠点が被災・復旧支援の拠点となるよう地域拠点間を結ぶ道路沿線の防災機能を高め、災害時の各種連携軸路線として強化します。

イ 治水及び土砂災害対策の推進

市街地ゾーンにおいては、まちづくりと一体となった大橋川改修を推進するとともに、内水排除施設の整備を進め、水害に強い広域拠点を形成していきます。

市街地周辺ゾーン、自然環境共生ゾーンにおいては、中・小河川改修により、水害に強い地域を形成します。

海岸での高潮等による被害を受けやすい区域のうち危険区域については、海岸・護岸施設等の整備を計画的に行います。

土砂災害危険箇所については、地すべり対策を推進し、急傾斜地崩壊対策事業等の対策工事を継続して進めます。

また、災害情報の伝達、警戒避難体制の整備等により災害から住民の生命等を守るためのソフト対策の充実を図ります。

ウ 密集市街地の改善

広域拠点や地域拠点における密集市街地では、防災空間の確保、建築物の耐震不燃化、住環境の改善などに取り組み、災害に強い都市の基盤整備を計画的に行います。

エ 防災体制の充実

地域住民等を中心とした自主防災組織体制の充実とともに、災害情報の伝達、警戒避難体制の整備、関係機関との連絡体制の充実を図ります。

³³ 地域力：自治・自立の理念に基づく地域の底力。

³⁴ ライフライン：水道・電気・ガスなど、生活に不可欠な基幹エネルギー等を供給する諸設備。

(2)交通安全、防犯のまちづくりの方針

歩行者、自転車等の交通事故を防止するとともに、犯罪の発生しにくい都市施設整備を図り、安心して安全に暮らせる都市空間を形成します。

ア 交通安全に配慮したまちづくり

事故多発地点や危険箇所において重点的な交通安全施設整備を行うほか、ひとにやさしいまちづくりの一環として、地域住民と一体的に道路交通環境の整備を推進します。

イ 防犯のまちづくり

犯罪を発生させない、犯行を未然防止する明るいまちづくりを目指した環境づくりとして、地域コミュニティによる安全マップの作成や登下校の見守り活動、防犯教室の開催など、防犯活動の一層の充実を図ります。

また、公園や広場など多くの人が利用する施設については、施設内の見通しの確保やその周辺に防犯灯の設置などを促進します。

(3)ひとにやさしいまちづくりの推進方針

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や、現在策定中の「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者、障害者等をはじめとするすべての人が安全で快適に利用できる建築物や道路の整備など、都市施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

ア ひとづくり、地域づくりの推進

障害の有無、性別、年齢などに関わりなく、すべての人に対して心のバリアフリーを進めるための啓発・研修・体験学習などの施策を進めます。

また、公民館を拠点とした地域活動や地区社会福祉協議会の取り組み等を支援することによって、見守りや声掛け運動、リーダーの育成などを促し、地域住民がともに支え合う「地域づくり」を進めます。

イ 公共施設等の整備

建築物や道路など、不特定多数の人が利用する施設のバリアフリー化についての基準を定め、利用者の視点に立った、安全で快適に利用できる施設整備を進めます。

ウ 交通環境の整備、安全な生活環境の確保等

施設の設置者や管理者、事業者等の取り組みを通じて、公共交通・住宅などが安全で安心なものとなるよう、環境整備に取り組みます。

エ 国際文化観光都市・松江のおもてなし

松江市を訪れるすべての人が、安全・安心・快適に滞在できるよう、市内散策や災害発生時などの緊急時に必要となる情報を的確・円滑に提供します。

3. 計画的な土地利用による秩序あるまちづくり

松江市の総合力を向上させるため、都市における土地利用の再構築が求められています。このため、良好な地域環境の維持・形成が図られるよう区域区分制度、地域地区制度、地区計画制度等の適切な運用により、秩序ある土地利用を推進します。

(1) 都市計画区域等の再編方針

都市計画区域及び区域区分（線引き）の再編は、島根県が決定するものですが、市町村合併をはじめ松江市を取り巻く状況は大きく変化しており、本計画を策定するにあたり一定の方向づけを行っておく必要があります。ここでは、松江市単独の都市計画としての方向性を示します。

現在、市内には区域区分を行っている松江圏都市計画区域³⁵（旧松江市、旧玉湯町）と区域区分を行っていない宍道都市計画区域（旧宍道町）の二つの都市計画区域が存在します。市町村合併に伴う一体性の観点から、原則として一つの都市計画区域を設定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図ることが必要です。

しかし、松江圏都市計画区域は、開発ポテンシャルを有しているとともに、良好な歴史・自然環境の保全や集約型の土地利用が求められていることから、区域区分の存続が必要ですが、宍道都市計画区域では、開発ポテンシャルも相対的に低く開発誘導の必要性も希薄なことから、現時点では、区域区分設定の必要性は低い状況となっています。

したがって、将来的には一つの都市計画区域を設定しますが、当面は二つの都市計画区域と松江圏都市計画区域の区域区分（線引き）を継続します。

これに基づき、市街化区域は区分に沿った開発を進め、市街化調整区域は、市街化調整区域緩和条例と開発ガイドライン（市街化調整区域の地区計画ガイドライン）に沿った適正な開発と土地利用を進めます。

また、開発が乱立することが予想される地域においては、計画的な土地利用や開発行為の指導、良好な景観の保全を図るため、準都市計画区域³⁶など都市計画制度を適用します。

³⁵ 松江圏都市計画区域：旧松江市、旧安来市、旧玉湯町、東出雲町が該当。

³⁶ 準都市計画区域：都市計画区域外において、土地利用の整序又は環境の保全が必要な区域に指定する制度。用途地域、特定用途制限地域などを指定することが可能。

(2)ゾーン別土地利用の方針

ア 市街地ゾーン（賑わいと潤いあるゾーン）

良好な都市環境の維持・形成を図るとともに、都市機能が集積した利便性の高い市街地を形成するため、市街地の特性に応じた用途地域別の土地利用を地域区分により誘導します。

(ア) 住居系土地利用

既成市街地においては、環境保全に配慮した居住環境の改善を行うとともに、利便性の高い住宅地の形成を図ります。

市街地内の未利用農地は、面整備事業や民間住宅地開発による宅地への転用を促進し、未利用地の整序を進めます。

また、生産機能を有する農地は、土地利用動向や所有者の意向を考慮し、農と住の調和した土地利用の形成を図ります。

(イ) 商業系土地利用

中心市街地は、商業機能の集積や土地の有効利用を促進し、魅力ある中心市街地の再生、回帰を図ります。

また、大規模集客施設について中心部への立地を誘導し、商業集積地として適切な土地利用を図ります。

(ウ) 工業系土地利用

市内全域を対象とした企業立地奨励制度や電源立地市の特性を活かした優遇制度を活用して、市内外から積極的な企業立地・集積を推進します。

また、周辺住環境等と調和した適切な土地利用を図ります。

イ 市街地周辺ゾーン（自然と暮らしの場が調和したゾーン）

地域の特性や居住環境に配慮しながら、コミュニティ機能の維持や地域の活性化に必要な整備を図るとともに、周辺の農村環境と調和した居住空間を形成します。

地域の発展に寄与する開発計画については、市街化調整区域の緩和条例と開発ガイドライン（市街化調整区域の地区計画ガイドライン）に沿った適正な土地利用を誘導します。特に、産業系開発計画については、インターチェンジの周辺1km程度の範囲や国道沿道から1km程度の範囲へ適切に誘導します。

市街化区域に隣接して土地の有効利用を図る区域は、関係法令等との調整を図り、市街化区域への編入を考えた土地利用を図ります。

一方、まとまった優良農地やほ場整備などの基盤整備を実施した農地、生産性の高い優良農地は、農業生産に不可欠であり、積極的な活用を図ります。

ウ 自然環境共生ゾーン（自然環境に恵まれたゾーン）

都市計画区域外は、農・漁村集落における居住環境の保全を図るとともに、農業振興地域内にある農地として利用すべき土地の区域（「農業振興地域農用地区域」という）や自然公園区域等の指定があるところは、自然環境の保全・活用を図ります。

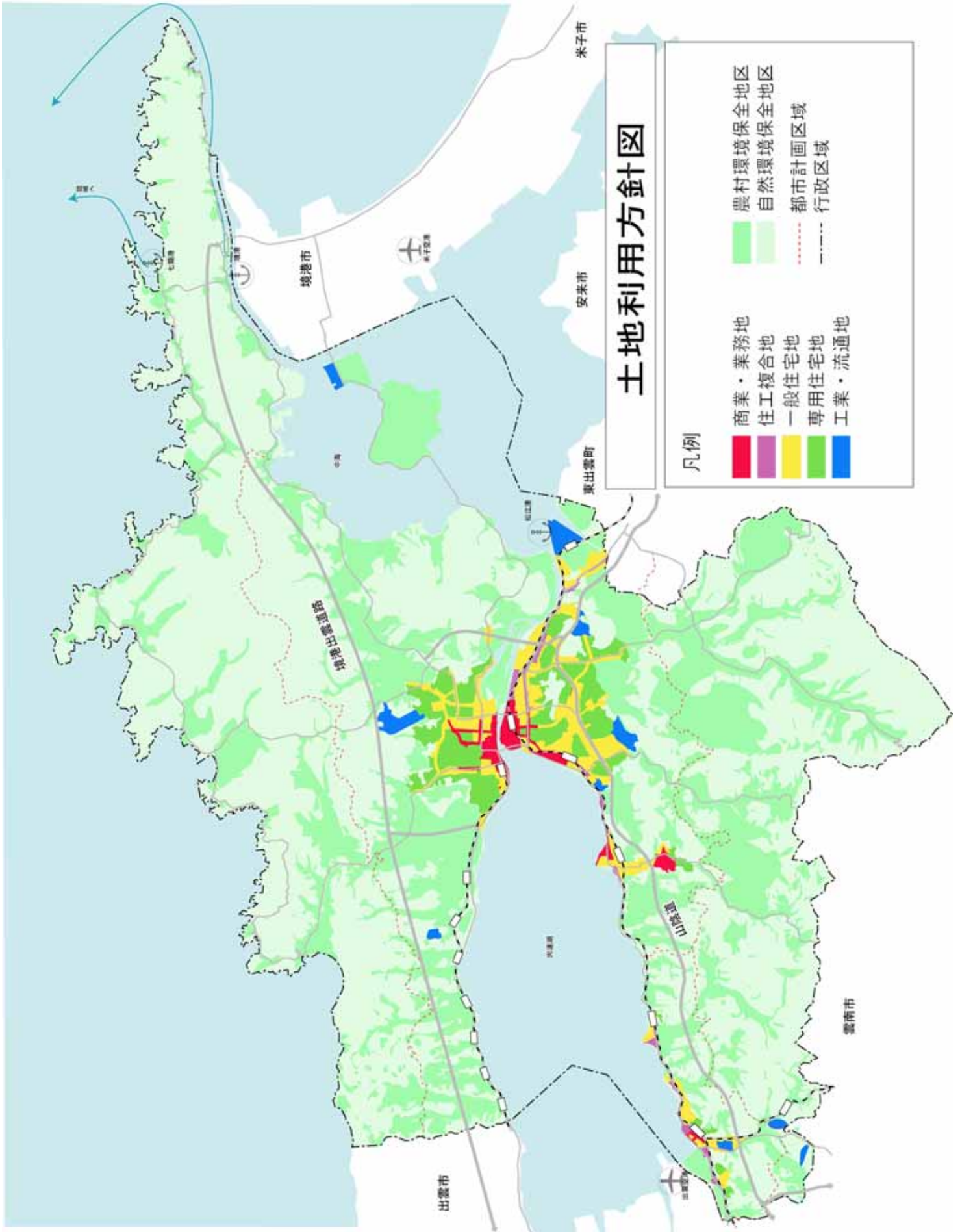
地域拠点では、農業生産環境に配慮しながら、生活に必要な機能を集積させ、日常生活における利便性の向上を図るとともに、歴史・文化などの特色を生かした魅力ある定住環境の形成を図ります。

なお、住宅等の適地については地域の景観などに配慮しつつ、土地利用の適正化を図るため、必要に応じて準都市計画区域などの都市計画制度の適用を図ります。

(3)土地利用の区分

ゾーン別土地利用の方針を踏まえ、土地利用の区分を次のように設定します。

区分	土地利用の考え方	主な該当地域
商業 ・業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の商業地・業務地は、中心市街地活性化基本計画に即した基盤施設整備を推進し、山陰地方を代表する商業・業務地の形成を目指します。 ・ 観光客の集まる交流拠点ともなっていることから、歴史や文化、自然といった松江の特性を生かしたまちなみの形成を推進します。 ・ 商業・業務地であるとともに、高密度な居住空間でもあることから、老朽建築物の建て替えや複合化などを促進し、あらゆる世代が安心して住み続けられる生活の場と環境の確保を目指します。 	広域拠点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域拠点や国道沿道、主要な駅周辺は、住宅地の調和を図りながら、公共公益施設や生活利便施設を配置するなど、利便性の向上を図ります。 	地域拠点 国道沿道 主要駅周辺
一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地周辺や郊外部の道路沿道等の住宅地は、良好な住環境に配慮し、店舗・事務所等の立地を許容する利便性の高い住宅地の形成を図ります。 	住宅地と商業地の複合地
専用住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸建て住宅が集まる住宅団地等は、生活利便施設や小規模な店舗・事務所等の立地を許容する良好な居住環境の維持・向上を図ります。 ・ 既成市街地周辺部の都市的未利用地（農地等）は、面整備事業等による良好な中低層の住宅地の形成を図ります。 	中低層の住宅等が集積する住宅地
住工複合地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道や幹線道路沿線等において住宅と工場が混在する地域は、地区計画の策定等を促進し、それぞれの環境に配慮した土地利用の形成を目指します。 	鉄道や幹線道路沿線等における住工複合地
工業 ・流通地	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトビジネスパーク（研究開発型企業）をはじめ、印刷企業、部品製造業、水産加工業などの工場が集積する企業団地については、産業の活性化を図ります。 ・ 周辺の住環境や営農環境へ配慮した、周辺地域からのアクセス道路等の基盤施設整備により、産業拠点への誘導や集団化を図ります。 	産業拠点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレアヒルなどの卸売業が集積する企業団地については、物流の拠点として、産業振興を図ります。 	
農村環境保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域拠点は、住宅地の調和を図りながら、公共公益施設や生活利便施設を配置するなど、利便性の向上を図ります。 ・ 市街地を取り囲むように広がる農地は、無秩序な市街化を抑制するため、営農環境や居住環境を阻害する開発を抑制します。 ・ 農業基盤の整備が行われた地域は、無秩序な転用を抑制し、農業の振興を図ります。 ・ 農業集落は、汚水処理施設、生活道路、公園などの基盤施設整備を推進し、ゆとりある住環境を実現します。 	地域拠点 用途地域外の農地及び農村集落
自然環境保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の背景となる山々は、自然環境を保全するとともに、景観の維持を図ります。 ・ 森林の育成等により、土砂流出などの防災機能の維持を図ります。 	山林、丘陵地



4. 交流と連携による利便性・機能性の高いまちづくり

都市計画の根幹的な施設となる道路や公園、河川、下水道等の都市施設整備を進め、交流と連携による利便性・機能性の高いまちづくりを目指します。

(1)交通施設整備の方針

交通施設は、高齢者、障害者等の交通弱者や観光客などに配慮し、市内外をネットワーク化する骨格的な道路の整備と公共交通サービスの充実を図ることを基本目標に、誰もが快適に移動できる交通体系の確立を目指した整備を実施します。

また、交通渋滞の軽減や歩行者、自転車等にやさしい交通網の実現のため、多様な視点による総合的な交通施策の展開を図ります。

ア 地域間の連携を強化する道路網の整備

バランスの取れた総合的な交通体系を目指し、骨格を構成する幹線道路の機能の向上や特性に応じた整備を推進するとともに、中心部の活性化や拠点集約型のまちづくりを支援する道づくりを進めます。

(ア) 広域的な交流を推進する広域幹線道路の整備

(高速道路、地域高規格道路)

広域的交流、活動を支援する高規格な八の字ルートを形成する山陰道、第五大橋、地域高規格道路 境港出雲道路、中国横断自動車道 尾道松江線(松江道)の整備を進めます。

(イ) 拠点をネットワーク化する主要幹線道路の整備(放射・連携道路)

拠点間の連携を強化するため、広域拠点と各地域拠点を結ぶ放射道路、さらに産業、観光レクリエーション拠点をつなぐ路線の整備と強化を図ります。

(ウ) 拠点集約を促す補助幹線道路の整備

地域拠点の位置づけを強化するため、集落と地域拠点を結ぶ路線の整備、改良を進めます。

(エ) 広域拠点の交通量を緩和する内・外循環線の整備

通過交通による市街地渋滞を緩和するとともに、中心市街地の都市施設へのアクセス向上に資する内・外循環線の整備を図ります。

イ 誰もが移動しやすい公共交通サービスの充実

「だれもが、安心して、やさしく移動できるまち」を基本に、公共交通サービスの充実を図り、トリップ区間を公共交通が担うワントリップ・ツームーヴ（One trip Two move）の交通体系を確立します。

（ア）公共交通網の整備と充実

高齢化社会に対応し、より利用しやすい交通機関として活用を図るため、広域拠点と地域拠点間には公共交通を確保し、充実させていきます。また、公共交通空白地域には、コミュニティバス等による公共交通を補完します。

（イ）航空路、鉄道、航路等の充実

出雲空港、米子空港を利用する来訪者の増加を図るため、対外諸国を含めた航空路線の維持・拡大を目指します。

鉄道は、JR伯備線へのフリーゲージトレイン³⁷の導入や車両の近代化、高速化など、利便性、快適性の向上を促進します。

隠岐諸島と松江市の結び付きを強める隠岐航路は、関係機関と連携し、航路の確保を目指します。

（ウ）新たな公共交通の導入

既存の公共交通の補完と地域の新たな魅力を創出するため、中海・宍道湖航路や新交通システム³⁸の導入を研究します。

ウ 総合的な交通施策の展開

地域内交通と通過交通の分離による円滑化、交通結節機能の強化及び駐車場・駐輪場の拡充など総合的な交通施策を展開します。

（ア）交通需要マネジメント（TDM）の推進

自動車交通量の削減や混雑地域の交通量分散を図るため、地域拠点におけるパークアンドライド³⁹を推進するとともに、時差出勤、マイカー抑制策、車両通行規制等を講じ、交通需要マネジメント施策（TDM）による交通円滑化を図ります。

（イ）歩いて暮らせる交通環境の充実

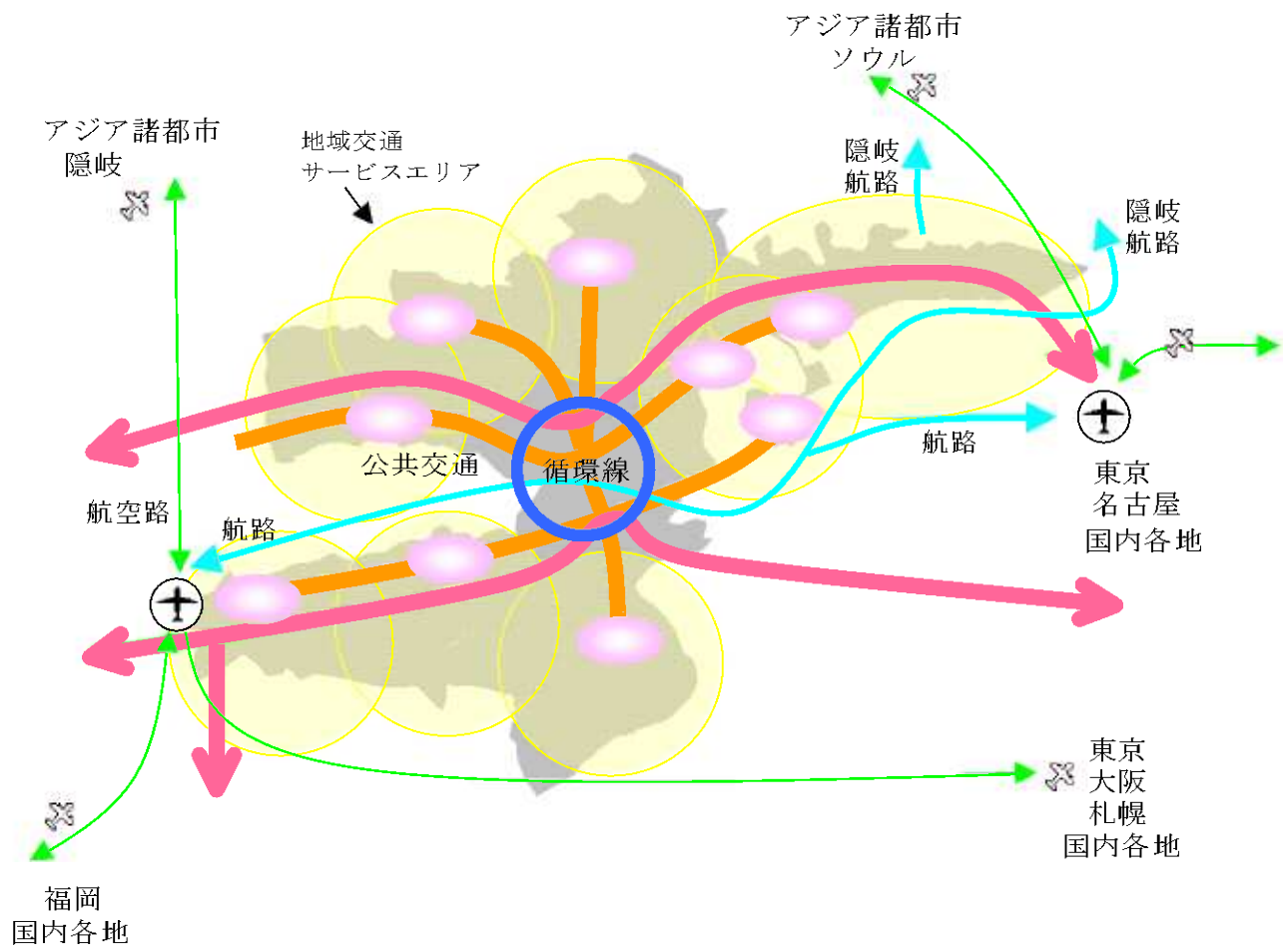
広域・地域拠点では、歩ける範囲で生活が成り立つ機能配置と集積を図るとともに、歩行環境の充実を図り、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。特に、自転車交通量の多い区間は、歩行者と自転車が安全に通行できる整備を進めるとともに、引き続き自転車道の整備を図ります。

³⁷ フリーゲージトレイン：車両の車輪幅を軌間（ゲージ）にあわせて自動的に変換する電車のこと。軌間の異なる路線間を直通運転できるため、乗り換えの手間がなくなるとともに、所要時間の短縮を図ることが可能。

³⁸ 新交通システム：鉄道とバスの中間の輸送力を持ち、軌道を走行するタイプの公共交通。

³⁹ パークアンドライド：駅周辺の駐車場に自家用車を駐車して公共交通機関に乗り換えるしくみ

■公共交通 概念図



(2)公園の整備方針

都市公園は、充実されつつありますが、絶対量が不足する地域があること、質の向上や機能の充実が求められている公園等も少なくないことから、地域の実情やニーズに応じた整備・改修を推進します。

ア 広域的な公園の整備・拡充

総合公園⁴⁰や運動公園⁴¹など広域的な公園は、現在の整備状況や住民ニーズ等を踏まえた機能の追加と強化を図ります。

墓地公園は、市民の墓地需要を考慮して計画的に拡大整備を進めます。

イ 身近な公園の整備・拡充

レクリエーション、防災などの役割をもつ中・小の身近な公園は、その役割、地域特性を強調する整備、改修を進めます。

また、生活、移動に安らぎを与える景観に配慮したポケットパーク⁴²の整備を推進します。

(3)河川の整備方針

台風や集中豪雨等による浸水被害の増加が懸念されることから、災害に強い河川整備を推進します。

大橋川やそれに流入する中小河川改修を早急に推進するとともに、自然環境との調和に配慮した河川整備を推進します。

ア 治水施設の整備

市街地ゾーンにおいては、まちづくりと一体となった大橋川改修を推進するとともに、内水排除施設の整備を進め、水害に強い広域拠点を形成していきます。

市街地周辺ゾーン、自然環境共生ゾーンにおいては、中・小河川改修を推進し、水害に強い地域を形成します。

イ 水辺に親しむ河川環境の整備

水の都松江を象徴する宍道湖・中海・松江堀川などの水辺空間は、水辺における散策・憩いの場づくりなど、水辺に親しむことができるような河川・水路の整備を行います。

⁴⁰ 総合公園：都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園をいう。

⁴¹ 運動公園：運動公園とは、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園をいう。

⁴² ポケットパーク：道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所。

(4) 下水道の整備方針

市全域下水道化計画に基づき、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽などの下水処理施設の全市的な整備を行い、平成 20 年代前半には 100% 整備を目指します。

ア 下水道の整備

汚水処理人口普及率が比較的低い美保関、八雲は、平成 21 年（2009 年）を目標に下水道の整備を推進します。

農業集落排水施設は、老朽施設の改良や施設の整理を行うなど、維持管理費の節減を図ります。

公共下水道、集落排水による生活排水処理が困難な地域は、従来の生活排水の集合処理に加えて「公設浄化槽事業（市町村設置型）」により支援を行います。

イ 雨水管渠の整備

雨水管渠の整備は、汚水管渠と比較すると遅れていますが、市街地の浸水対策として着手が急がれる大橋川改修と連動し早急に整備します。

ウ 下水道資源の有効活用

高度処理水⁴³や中水処理水⁴⁴の利用、下水汚泥の燃料化、建設資材（セメント原料、レンガ・ブロックなど）への加工など、下水道資源の有効活用を図ります。

エ 下水道の普及促進

下水道施設の整備拡大に合わせて、市民に対して下水道事業への理解と排水施設への接続を呼びかけ、下水道の普及を促進します。

⁴³ 高度処理水：下水処理できれいな水となった処理水をより一層浄化処理した水のこと。現在、宍道湖・中海での富栄養化（赤潮やアオコの発生）の原因となるリン及び窒素の除去が行われている。

⁴⁴ 中水処理水：雨水や雑排水などを浄化処理した水のこと。上下水の間の水質として、トイレの洗浄水、植生用散水、洗車用水等に再利用が可能。

(5) その他の都市施設の整備方針

市民の関心が高い環境問題等を踏まえ、都市計画上の位置づけが必要な都市施設である上水道、斎場、ごみ処理施設の整備方針を示します。これら供給処理施設等は、老朽化等を考慮した計画的な整備を検討します。

ア 上水道の維持・整備

安全で良質な水の安定供給を目的として、計画的に尾原ダム受水事業を進めます。

災害時における水道確保のため、管路の耐震化を図るとともに、下水道整備事業に併せた水道整備を進めます。また、ライフラインの維持管理に際して老朽管や老朽施設の更新を行います。

イ 斎場の整備

斎場は、建築後 20 年を経過したものもあり、近年の火葬件数の増加からも施設の老朽化や火葬炉の損傷がみられます。今後は、計画的な改修や修繕を行います。

ウ ごみ処理施設の整備

「リサイクル都市日本一」を目指し、住民等と協働で 4 R⁴⁵に取り組むとともに、新たなごみ処理施設の整備を推進します。

⁴⁵ 4 R : Refuse (断る)、Reduce (減らす)、Reuse (再利用する)、Recycle (再資源化する) のこと。

5. 都市機能の集積と利用による活力あるまちづくり

山陰地方の中核都市として、松江に必要な都市機能を拠点に集積させ、全体の都市力を向上させるとともに、活力あるまちづくりを目指します。

特に、中心市街地は、住居、商業・業務、観光など様々な機能が集積しており、集積の効果が発揮できる市街地の整備を推進します。

(1) 都市拠点整備の方針

都市の再生に向けて、広域拠点にふさわしい中心市街地と生活レベルの向上を目指す地域拠点について、整備済みの都市基盤や地域資源を生かし、潤いと愛着があり、安心安全で利便性の高い都市拠点をつくります。

ア 広域拠点の整備

松江市の中心部は、まちなか居住、近隣集客拠点、観光・交流、に関する三つの方針に、市街地の整備を加えて総合的に推進し、歴史的なまちなみを守りながら、中心市街地の再生を図ります。

(ア) まちなか居住の推進

都市機能の集中、都市型ビジネスの展開などによる都市機能付加型の建物更新を進めるとともに、都市緑化、歩行環境整備、小公園整備などにより住環境を改善し、中心市街地への居住を促進します。

歩道改良や電線類の地中化など歩行環境の整備を行い、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

(イ) 近隣集客拠点の形成

中心市街地の利便性の向上や既存ストックの活用により、近隣からの集客性を高め、若者をはじめ多くの人が集まる近隣集客拠点の形成を図ります。

(ウ) 観光・交流の推進

既存の観光資源が豊富であることを生かしてまち並み景観を充実させるとともに「まち歩き」観光を推進し、滞在型観光地へのシフトを図ります。

(エ) 市街地の整備

新たな市街地形成が必要となる土地においては、土地区画整理事業などによる有効な土地利用の増進を図り、利便性が高い市街地としての役割を担うとともに、地域特性を生かしたまちづくりを進めます。

イ 地域拠点の整備

周辺地域の拠点を中心に、交通結節点、観光・レジャー拠点などの機能分担や地域の資源を生かした地域拠点を形成します。

日常生活を支援する利便施設、公営住宅や道路、公園などの都市基盤を整備し、良好な居住環境を形成します。

(2)産業拠点整備の方針

産業拠点は、既存の産業拠点とのバランスを取りながら、適切な配置を行い、拠点としての利便性の向上を図ります。

ア 産業拠点の整備

既存の産業拠点は、拠点内でのクラスター⁴⁶形成など一層の集積度を上げていきます。

また、企業活動の基盤となる道路、情報ネットワークの強化を図ります。

新たな産業拠点の需要に対して適確に対応し、職住近接の就業の場を創出します。

イ 観光レクリエーション拠点の整備

交流人口拡大に必要な観光レクリエーション拠点は、景観形成や区域の緩やかな拡大により資源に一層の磨きを掛けていきます。

また、交通アクセスの改善により拠点間の連携を強化するとともに、移動性・利便性の向上を図ります。

⁴⁶ クラスター：本来「ブドウの房」の意。転じて群や集団を意味する言葉として用いられる。

第5章 地域別構想

1. 地域区分の考え方

広域合併により成立した松江市は、歴史・文化的条件、地理的条件、さらには産業構造などが異なる多様な地区から構成されています。今後のまちづくりを考えていくうえで、多様な個性をもつ地区をそれぞれ個別的に捉えるのではなく、本計画で示している「拠点連携型の都市構造」を目標とした将来像と、現況の特色・特性を重ねあわせることで、6つの地域に区分します。そして、豊かな活力ある松江市の構築を目指します。

地域名称は、市民にわかりやすく地形特性を代表する名称とし、各地域の基本的方針は次頁以降に示します。

また、将来都市構造で位置づけた広域拠点及び地域拠点を中心としたまちづくりを行うため、さらに12の「地区」に区分します。なお、地区別の現況、課題及びまちづくりの方針等は、地区別カルテとして整理しました。

地域区分図



2. 活力ある地域づくりの基本的方針

ここでは、各地域が抱える基本的課題を明らかにするとともに、地域の個性を生かしつつ、住みやすく活力ある地域づくりを行うための基本的方針を示します。

(1)中央地域

ア 地域の概況

松江市の中央に位置し、医療、福祉、文教、商工業、観光など施設、都市機能が集積する松江市全体を牽引し、かつ山陰の中核となる重要な地域です。

都市軸や各拠点からの主要ネットワーク路線が全て集まる地域で、歴史的・文化的

景観も数多く有しているとともに、宍道湖、緑豊かな山並み・田園など、恵まれた自然環境を有しています。

本地域は、市街地とその外縁部に広がる住宅地を合わせ、松江市の約70%の人口が集っており、市街地ゾーンと市街地周辺ゾーンで構成する地域です。



イ 地域の課題

これまで市街地は、人口、区域ともに拡大し続けてきましたが、近年は中心市街地の空洞化が顕著になってきました。また、人口も減少に転じるなど、まちづくりの戦略に見直しが求められています。

このため、定住・交流促進が重要であり、まちづくりを大きく三つの点から進めていく必要があります。

一つめは、市民が安心して安全に生活できる環境の整備です。二つめは、観光を含めて、就業の場の拡大に向けた産業基盤の整備とその利用の拡大を図ることです。三つめは、郊外への人口流出や高齢化の進展により、空き床や空地の増加、賑わいの低下など、空洞化が進んでいる中心市街地の再生です。

ウ 地域づくりの基本的方針

(ア) 利便性・安全性・快適性の高い地域づくり

道路整備と公共交通の確保

大橋川により南北に大きく2分され、朝夕には交通渋滞がしばしば発生することの解消策として、幹線道路整備や第五大橋の架橋建設を進めます。また、公共交通機関の利用促進に向けた取組みを進めます。

中心市街地への自家用車の進入を抑制するため、周辺駐車場を活用したパークアンドライドを推進し、公共交通の利用促進を図ります。また、安全で快適な歩行環境の整備を行い、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。さらに、高齢化社会に対応しバスや鉄道などの公共交通の総合体系を充実させるため、JR松江駅と一畑電車の乗り入れ接続を検討するとともに、宍道湖・中海、河川を利用した水上交通や新交通システムの導入などを研究します。

安心して安全に暮らせる都市環境の充実

平成18年(2006年)夏には、梅雨前線による豪雨で市内が冠水し、甚大な被害が発生しました。このため、中心市街地の再生などまちづくりと一体となった大橋川改修を促進し、水害に強いまちづくりを推進します。

中心市街地から離れ高齢化が進行している住宅団地は、地域に住み続けられる支援策を講じるとともに、中心部への移住施策を展開していきます。

中心市街地は、特に安心安全に歩いて暮らせる都市環境の充実を図るため、歩道等のバリアフリー化や公共交通、医療機関など生活密着型の環境整備を行います。また、まちなか居住の推進策として、老朽木造住宅の建て替えや共同化の誘導、景観に配慮した建て替えや増改築に対する支援、U・イターンによる若年層の定住施策、子育て及び高齢者関連施設等の充実、空き店舗対策、知的産業の参入などを展開します。

土地利用等の計画的な推進

商工業地については、良好な沿道景観への規制誘導を行うとともに、周辺の住環境に配慮した市街地の形成を誘導します。

市街化区域内の未利用農地は、面整備事業や民間住宅地開発による宅地への転用を促進し、未利用地の整序を進めます。

また、中心市街地の空き家、空き店舗対策を推進し、低未利用地化を抑えるとともに、既存ストックの有効活用等を考慮した土地利用を図ります。

郊外の宅地開発等については、生態環境や景観等に留意しつつ、市街化調整区域の緩和条例と開発ガイドライン(市街化調整区域の地区計画ガイドライン)に沿った秩序ある開発と土地利用を誘導します。

(イ) 地域資源を生かした地域づくり

魅力ある観光振興

豊かな自然景観があり観光資源に恵まれている中心市街地は、今後もさらに知恵と工夫を取り入れたまちづくりを推進し、まち歩き観光を中心にした魅力ある観光地づくりを行います。また、温泉や特産物（茶・菓子、宍道湖七珍、蕎麦など）などの地域資源と融合させることにより、個性を伸ばし付加価値の高い観光施策により交流人口の増加や地域の活性化を図ります。

近く開館する松江市歴史資料館（仮称）を中核施設として、周辺に所在する既存の資料館や風土記の丘などの歴史・文化遺産とのネットワーク化を図り、松江市全域が博物館となる「ぐるっと松江・博物館」構想を進めます。また、鑿行列、ホーランエンヤ、祭り、朝市などの伝承的文化・行事等のより一層の充実に向けて支援します。

多様な産業振興

就業機会の拡大のため、以下に示す産業振興を図ります。一つめは、充実してきた高速交通網や電源立地市である松江市の優位性を生かし、新たな就業の場の創出に向け、積極的な企業誘致を推進します。二つめは、JR松江駅前に設置したオープンソースラボを核とした Ruby City MATSUE プロジェクトを推進し、IT 関連の振興を図ります。三つめは、松江らしい個性のある商品開発・販売活動を支援し、観光施策と合わせて積極的に推進します。

また、中心市街地は、商業施設や就業の場の集積、交通基盤の整備を図り、空き店舗対策や集客性のある施設整備など近隣集客拠点の形成を図ります。

個性ある町づくり

歴史的資産など豊富に残っている中央地域においては、各町それぞれの特徴を活用した「松江らしい」まちなみを形成していきます。

現在、城下町松江の歴史、文化や風情が町に息づく北堀らしい景観づくりを行っており、商店街をはじめ各町において、生活環境の充実及び観光まちづくりへの展開を図ります。

また、島根大学や島根県立大学周辺には大学と若者活動の拠点としての店舗や文化・運動施設を集積・整備し、文化と学術の発信基地とするなど、人と文化と活力に満ちそれを情報発信できるまちづくりを推進します。

(ウ) 水・緑に包まれた地域づくり

恵まれた自然空間・生態環境を永続的に維持し、より高めていく取組みを進めるため、堀川のより一層の浄化を進めるとともに、宍道湖、大橋川などの水辺の整備や緑化を推進し、松江らしさの演出やその活用を図ります。

(2)湖北地域

ア 地域の概況

宍道湖北岸に位置し、出雲大社方面への広域観光ルートでフォーゲルパークや道の駅などが点在しており、西方の出雲都市圏との連携・交流軸にも位置しています。

国道431号や市内で唯一の私鉄である一畑電鉄北松江線など中央地域とのネットワーク路線も備わった地域です。

地域の南部は、宍道湖の水辺景観、国道及び私鉄沿線に広がる田園風景、北部には朝日山をはじめとする北山山系など多様な自然景観を有し、市街地周辺ゾーンと自然環境共生ゾーンで構成する地域です。



イ 地域の課題

当地域の主要な産業は農業及び水産業であり、兼業により経済的には比較的安定した経営基盤を維持してきました。

農業においては、少子高齢化のなかで後継者不足や高齢独居世帯の増加、また、米の生産調整強化に伴う農地利用の低下・荒廃化などが表面化し、集落の維持や居住環境の保全などへの対応力低下が懸念され始めています。

当地域は中央地域の影響を強く受け、ベッドタウン化による土地利用の見直しや朝夕のラッシュ時の交通渋滞の緩和・解消など定住環境の改善が求められています。また、出雲大社に向けての広域観光ルートである国道431号沿いに連なっている多彩な観光資源について、体系立てて地域活力の向上に結び付けていくことが重要な課題となっています。

ウ 地域づくりの基本的方針

(ア) 利便性・安全性・快適性の高い地域づくり

宍道湖・中海圏域の連携を強化する軸として、地域高規格道路 境港出雲道路の整備を国、県へ要請していきます。また、南北の生活道路を含めた道路ネットワークを充実していくとともに、防災道路としての役割も果たす路線の整備を行い、利便性・安全性の高い道路づくりを進めます。さらに、JR山陰本線と一畑電車の連携による利便性の向上や利用促進を検討します。

利便性の高い駅周辺においては、良質な宅地を開発する動きが強まっております。市街化調整区域の緩和条例と開発ガイドライン（市街化調整区域の地区計画ガイドライン）に沿った秩序ある開発と土地利用を誘導します。

少子高齢化が進み若者の転出、転居によりコミュニティ機能が低下している集落に対しては、非常時の安全確保だけでなく、日常生活の利便性向上に向けて支所や近隣集落との連携が円滑に図れるような支援活動を推進します。

(イ) 地域資源を生かした地域づくり

湖北地域は、宍道湖による水産物や田園地帯による農産物に恵まれており、都市近郊の優位性を生かした生産振興を図っていきます。

当地域では道の駅「秋鹿なぎさ公園」や松江フォーゲルパーク等が整備されており、出雲大社への広域観光ルートにおける立ち寄り場として、地域特産物の販売等による地域振興施策を検討していきます。

(ウ) 水・緑に包まれた地域づくり

季節ごとに異なった景観が見られ、水鳥が飛び交う宍道湖及び北側の緑豊かな農山村が、当地域の魅力となっています。今後もこうした自然と生態環境を維持・向上させるため、自然環境の保全につながる取組みの推進や地域住民運動の育成を図ります。また、葦の浜や散策道の整備を図ります。

宍道湖の美しい自然景観を有する地域南部は、宍道湖景観形成区域の指定基準に基づき、湖岸部の良好な景観形成を図ります。

(3) 湖南地域

ア 地域の概況

宍道湖南岸に位置し、玉造温泉などの観光拠点や製造業、流通業も立地し、古くから周辺地域との交流が盛んな地域です。

国道9号、山陰自動車道、JR山陰本線など、中央地域とのネットワーク路線も備わった地域です。また、中国横

断自動車道 尾道松江線（松江道）、JR木次線など出雲都市圏や広島方面との広域ネットワークの結節点でもあります。

地域の北部は、宍道湖の水辺景観と市街地が国道9号沿いに広がり、南部にはなだらかな丘陵地と山林により、市街地周辺ゾーンと自然環境共生ゾーンで構成する地域です。



イ 地域の課題

交通・運輸条件の利便性から新たに地域内に立地あるいは増設する企業が見られます。しかし、若者を大量に雇用するほどの企業は見られず、就業者は出雲市や斐川町など市外へも通勤しており、若者定着型企業の誘致が課題となっています。

また、当地域は宍道湖、温泉、名所・旧跡、加えて来待石、メノウ、シジミなどの地域特産物に恵まれ、中央地域、出雲市を結ぶ観光ルートに組み込まれています。玉造温泉はその中心的な宿泊地となっており、魅力的な環境の形成のために自然と人情味あふれるまちづくりを行うことが重要です。

主要幹線道路である国道9号は、慢性的な交通渋滞が発生していましたが、松江道路玉湯工区のバイパス部の開通により渋滞が一部緩和されました。しかし、更なる交通の円滑化と安全性の向上を確保することが重要であることから、高速道路や国道の整備を引き続き行っていくことが必要です。また、国道9号に平行して鉄道が走っており、沿道利用や国道9号へのアクセスが困難となっていることから、鉄道より南側の新たな道路整備が必要とされています。

ウ 地域づくりの基本的方針

(ア) 利便性・安全性・快適性の高い地域づくり

朝夕のラッシュ時における交通渋滞の緩和策などにより、地域住民や観光客の利便性・安全性の高い道路整備を引き続き進めます。

中国横断自動車道 尾道松江線（松江道）等の交通条件の向上に伴い、宅地化需要に対応するため、地区計画制度等に沿った適正な開発を推進します。

宍道駅周辺の拠点性・利便性を高めるため、宍道駅へのアクセス道や宍道駅南住宅団地の整備等による定住促進を図るとともに、（仮称）学習時間選択制高等学校の設置や魅力的なまちなみ整備などを進めます。

高齢化等から地域のコミュニティ機能の低下がみられる集落等に対しては、非常時の安全確保だけでなく、日常生活の利便性向上に向けて支所や近隣集落等との連携が円滑に図れるような支援体制の整備を推進します。

(イ) 地域資源を生かした地域づくり

玉造温泉や神話等に由来する名所・旧跡、文化財などを生かした観光の振興・観光情報の発信を行い、「神代からのいで湯のまち温泉保養地」として、観光拠点の賑わい創出を図ります。また、地域の観光資源・施設と地域特産物を結び付けることにより付加価値を高め、滞在型の観光振興を進めます。

来待石加工をはじめとする地場産業の振興、企業誘致や産業基盤の充実を図ります。

農地の荒廃化を防ぎ農業の多面的機能等を維持するため、集落営農の組織化を一層図ります。また、環境に配慮した安心安全な農産物生産を推進します。

(ウ) 水・緑に包まれた地域づくり

四季に変化する宍道湖とその水面、背後に広がる農山村とその自然環境が、当地域の魅力となっています。地域内にはまとまって環境にやさしい農業に取り組んでいる組織があり、それらの取組みの拡大を図っていきます。

宍道湖の美しい自然景観を有する地域北部は、宍道湖景観形成区域の指定基準に基づき湖岸部の良好な景観形成を図るとともに、親水空間や展望地としての優れた立地条件を生かした親水展望公園などの整備を進めます。

また、玉湯川、来待川などの豊かな水辺環境やのどかな田園風景を保全し、潤いと安らぎを提供する水辺空間や農村環境の形成を図ります。

(4) 中海沿岸地域

ア 地域の概況

松江市の東部に位置し、中海沿岸に広がる地域で、漁業の再生に取り組んでおり、牡丹、雲州人参、西条柿などの生産が盛んな地域です。

国道や県道等により中央地域とのネットワーク路線も備わった地域で、古くから八束町を主に隣県の境港市との交流、結び付きも強い地域です。

本地域は、平地と丘陵地を主体とし、市街地周辺ゾーンと自然環境共生ゾーンで構成する地域です。



イ 地域の課題

本地域は、整備予定の第五大橋や新たに供用された江島大橋等により、交流の拠点として、また、宅地開発などあらゆる可能性を秘めています。このため、道路沿線については計画的な土地利用を図ることが求められています。

当地域の主要な産業である農業を代表するものとして、牡丹、雲州人参、西条柿などがあり農家の高齢化や後継者問題、農地の荒廃化や無秩序な宅地化について改善していくことが必要です。

また、中海や宍道湖北山県立自然公園、田園集落、周囲の山々など豊かな自然環境に恵まれており、これら自然環境の保全を図るとともに、自然と共生・共存する地域づくりを進めることが必要です。

ウ 地域づくりの基本的方針

(ア) 利便性・安全性・快適性の高い地域づくり

中央地域への時間短縮や渋滞緩和を図るため、外環状道路を構成する第五大橋及び放射道路を構成する国道431号バイパスの整備を促進します。

交通条件の向上に伴い郊外に良質な宅地を求める動きが強まっており、本庄・朝酌地区では、市街化調整区域の緩和条例と開発ガイドライン（市街化調整区域の地区計画ガイドライン）に沿った秩序ある開発と土地利用を誘導します。また、都市計画区域外では無秩序な宅地開発等による自然環境の悪化などが懸念されることから、良好な自然環境の保全を図る適正な誘導策の検討を行います。

地域のコミュニティ機能の低下がみられる集落等に対しては、非常時の安全確保だけでなく、日常生活の利便性向上に向けて支所や近隣集落等との連携が円滑に図れるような地域コミュニティの支援体制を整備推進します。

(イ) 地域資源を生かした地域づくり

日本一の生産量を誇る牡丹をはじめとする特産物や自然景観を活かした観光レクリエーション拠点としての魅力づくりを進め、観光客・利用客のリピーターを確保していきます。

また、牡丹や雲州人参はさらなる海外輸出を図り、生産と販路拡大を進めていきます。

米子空港や境港とのアクセス利便性を生かし、江島工業団地の企業誘致を促進し、地域産業の活性化を図ります。

(ウ) 水・緑に包まれた地域づくり

ラムサール条約登録湿地に認定された自然豊かな中海とそこに浮かぶ八束町の美しい景観等が、当地域の魅力となっています。今後も生態環境を維持・向上させるため、自然環境の保全のほか農業生産活動の見直しによる環境負荷の軽減等を推進します。特に、眺望がすばらしい嵩山や朝日の美しい中海は、市民に安らぎを与える大切な自然景観として保全を図ります。

(5)島根半島地域

ア 地域の概況

松江市の北部に位置する島根半島部で、海の恵みを豊富に有し、観光や水産業を中心とする地域です。

国道や県道等により中央地域とのネットワーク路線も備わっています。また、東端の美保関町は、境水道を挟んで隣県の境港市に隣接しており、古くから、文教、職、消費などにおいて、交流、結び付きも強い地域です。

本地域は、大部分を大山隠岐国立公園に指定された日本海沿岸と、北山山系で構成されており、自然環境共生ゾーンを主に構成する地域です。



イ 地域の課題

当地域の主要な産業である農業・水産業の低迷もあり、若者を中心に多くの就労者が中央地域、境港市、米子市に就業の場を求め通勤、転居しています。また、それに伴い人口の減少や高齢化が進み、空き家や土地・農地の荒廃、さらには地域コミュニティの崩壊などの社会問題が生じつつあり、定住環境をどのように整備するかが課題となっています。とりわけ、海岸線に沿って漁村特有の密集した集落が点在していますが、これらの集落では水害・火災・地震等の災害時の安全をどのように確保するか、また、集落内の入り組んだ狭隘な道路網をどのように整備するかなど、安心安全の居住空間づくりが重要な課題となっています。

このため、地域の居住性、住民の利便性、さらには観光振興の点からも地域内道路及び幹線道路へのアクセス道の整備促進が求められています。

さらに、隠岐航路は、本土と隠岐島を連絡する市内唯一の航路として確保していくことが重要です。

ウ 地域づくりの基本的方針

(ア) 利便性・安全性・快適性の高い地域づくり

人と物の交流を進めるため、中心部と地域を結ぶ放射道路及び市外と地域を結ぶ主要幹線道路の整備を促進します。また、幹線道路へのアクセス向上とともに、災害に強い道路整備、災害時における迂回路の確保等を進めます。

隠岐諸島と松江市の結び付きを強める隠岐航路は、松江市の重要な航路であるため、関係機関と連携し、航路の確保を目指します。

下水道の整備については、地区により大きな違いが見られますが、今後は汚水処理施設への接続を積極的に呼びかけます。

都市計画区域外等では、無秩序な宅地開発等による自然環境の悪化などが懸念されることから、良好な自然環境の保全を図ります。

地域のコミュニティ機能の低下がみられる集落等に対しては、非常時の安全確保だけでなく、日常生活の利便性向上に向けて支所や近隣集落等との連携が円滑に図れるような地域コミュニティの支援体制を整備推進します。

(イ) 地域資源を生かした地域づくり

当地域は、大山隠岐国立公園に指定された地域や、海水浴場や釣り場、神話等に由来する歴史的な名所・旧跡も数多くみられますが、観光客やレジャー客の多くは日帰り観光・レジャーです。このため、地域の農産物や水産物、自然景観を活かした観光・レクリエーション拠点としての魅力づくりを進め、観光客・利用客をリピーターとして確保していく取組みを推進します。

当地域は県内でも有数の漁場を抱えていますが、近年は環境変化などにより漁獲量が減少し、漁業収入の減少と後継者不足が水産業の衰退に拍車をかけているため、後継者の育成等を図ります。また、農水産の特産物を利用した朝市の開設や都市・農村交流など、積極的な地域振興を図ります。

(ウ) 水・緑に包まれた地域づくり

当地域は、美しい海岸や緑豊かな自然を有し、そこには歴史的建造物なども建っています。こうした地域の特性を持続的に保全していくためには、農林地の荒廃防止や環境負荷の軽減を図る必要があります。

そのために、集落営農組織の立上げや山地・水田放牧の推進により、農地の荒廃防止を図ります。また、釣り場や海水浴場等の持続的な利用のため、利用客に対するマナーの徹底などの広報的な取組みも推進します。

(6)松南地域

ア 地域の概況

松江市の南部に位置し、農林業主体の中山間地域です。

国道や県道の沿道に集落が分布しており、市街地に近い北側は宅地開発が進められ、地域の人口は増加しています。しかし、大半が地域外への通勤通学のため昼夜間の人口差が大きい地域です。

本地域は、南部丘陵地と山地で形成される自然環境共生ゾーンを主に構成する地域です。



イ 地域の課題

当地域の主要な産業は農林業であり、兼業により比較的安定した経営基盤を維持してきました。

当地域には水源があり、農林地の多面的機能の維持・向上が求められています。しかし、農林業従事者の減少や高齢化それに伴う農林地の利用低下や荒廃化が進んでおり、農林業生産基盤の再編や規模拡大、若者が定着できる生活・就業環境の整備等が必要です。また、人口増加等に対応した商業機能の確保が課題となっています。

ウ 地域づくりの基本的方針

(ア) 利便性・安全性・快適性の高い地域づくり

当地域は市街地に近く、住宅団地が形成されていることなどから、利便性・安全性の高い道路づくりを進めるため、道路の狭隘な区間について整備、拡充を図ります。

無秩序な宅地開発等が生じるおそれがある市街地に近接した国道432号沿道等では、商業系の土地利用を図るなど都市計画制度の適用による秩序ある土地利用の誘導を検討し地域の活性化を図ります。

少子高齢化や若者の転出、転居によりコミュニティ機能が低下している集落に対しては、非常時の安全確保だけでなく、日常生活の利便性向上に向けて支所や近隣集落との連携が円滑に図れるような支援活動を推進します。

(イ) 地域資源を生かした地域づくり

当地域の主要な産業である農業は、個々の農家の経営規模が小さく、多くは里山や棚田等の条件不利地となっています。このため、集落営農の組織化やその法人化等についても推進し、あわせて寒暖の差や都市近郊という特性を生かした野菜・果樹、有機・無農薬生産などの農業生産を振興します。

歴史的・文化的資源などの地域資源を有機的に結び、観光レクリエーション拠点としての魅力の向上を図ります。また、手作りで進めている演劇（八雲国際演劇祭）は、新たな定住促進のスタイルとして注目されており、他都市との国際・文化交流拠点としてさらなる連携を強化します。

(ウ) 水・緑に包まれた地域づくり

当地域は松江の水源地であり、豊かな自然環境を適切に管理していくことがきわめて重要です。そのため、生産条件が不利な地域への支援制度や農地・水・環境保全向上対策事業等を活用しながら山林や農地の荒廃を防ぐ体制が組織的に確立するよう取組みの拡大を図っていきます。

採石場や宅地開発等による無秩序な開発等による自然環境の悪化を防ぐため、自然環境と調和した開発計画が実施されるような誘導策を推進します。

第6章 まちづくりの実現に向けて

松江市都市計画マスタープランは、市政の一層の発展と市民生活の向上を希求する全ての人々のまちづくりの基本指針となります。

この指針のもと、目指すべき松江市将来像の実現に向け、次の二つのまちづくりの展開方針を示します。

一つめは「協働の力で推進するまちづくり」であり、まちづくりは行政のみでは全ての課題を解決することができないため、行政の役割と市民や地域の役割を示し、「市民協働」と「地域協働」によるまちづくりの推進について示します。

二つめは「計画・実行・見直し機能を持った柔軟性のあるまちづくり」であり、計画の実効性、社会経済情勢の変化への対応について示します。

【 まちづくりの実現に向けて、その体系 】

1. 協働の力で推進するまちづくり

- (1) 市民協働によるまちづくり
- (2) 地域・地区協働によるまちづくり
- (3) 連携によるまちづくり

2. 計画・実行・見直し機能を持った柔軟性のあるまちづくり

- (1) 計画性・実効性のあるまちづくり
- (2) 評価、見直しにより進めるまちづくり

1. 協働の力で推進するまちづくり

「地方分権時代」に入り道州制も議論される中、松江市が多くの都市の中に埋没するのではなく、存在感のある都市として自立していくには、行政と地域・地区を熟知している市民が協力してまちづくりを推進し、実現していくことが重要となります。

しかし、協働に関する市民の意識は決して高いものではありません。(総合計画まちづくりアンケートより)

したがって、行政と市民、事業者などが目標や課題を共有しそれぞれの役割を果たし、協働によるまちづくりの必要性を再認識し、そのしくみを再構築して行きます。また、その協働の輪を松江市全域に広げていきます。

このため、はじめに行政と市民などのそれぞれの役割分担のもと、主体的にまちづくりを行っていくことが必要なことから、それぞれの役割を次のように示します。

市民等の役割

市民は地域のまちづくりに積極的に参加し、事業者もまた、市民の一人として、地域づくりに積極的に参加していきます。また、NPO等のまちづくりグループは、まちづくり活動への積極的参加を行い、専門的知識やノウハウを生かしたまちづくりへの助言を行う役割を担います。

地域・地区の役割

地域・地区のまちづくりは、町内会や自治会を原単位とし、それらを束ねる単位を公民館区とし、公設自主運営の公民館が様々な地域活動の拠点としての役割を担います。また、支所管内においては、住民主体の機関である地域協議会が設置されており、地域のまちづくりの一翼を担います。

行政の役割

行政は、市民の意見を取り入れた計画を策定し実施します。また、まちづくりが円滑に進むよう、まちづくりに関する情報、活動の場、材料の提供などの支援を行います。

(1)市民協働によるまちづくり

市民協働によるまちづくりを推し進めるためには、そのしくみづくりの基となる以下の四点を充実していきます。

まちづくり情報の共有化

あらゆる角度から市民の声を積極的に聴取してまちづくりに反映させるため、様々な方法による広聴広報の充実とともに、情報の質的向上や広報力のアップ、地域づくりについて考える材料や情報提供などを進めます。

まちづくり意識の醸成と人づくり

まちづくりへの関心を高めるため、地区や団体、学校などへの「出前講座」を引き続き行うとともに、まちづくりセミナーやワークショップ等を積極的に行い、まちづくりに関わる人づくりを推進します。

また、まちづくりや都市計画に対し市民の関心を高め、主体的かつ積極的な市民参加を促す都市計画提案制度⁴⁷について、情報提供を行うとともに、積極的な運用を図ります。

まちづくり活動の支援

まちづくりについて、気軽に相談や情報交換のできる場づくりや専門家の派遣制度など、まちづくり支援の充実を図ります。

また、まちづくりに関するNPO法人など団体・組織の立ち上げと活動等を支援します。

連携の強化

NPO法人をはじめ各種まちづくり組織の実態を正確に把握し、定期的な意見交換会などを通じて連携を強め、行政と一体となったネットワーク化を目指します。

また、島根大学をはじめとする地元の高等教育機関との連携を強め、機関の持つ知的資源をまちづくりに生かすだけでなく、在籍する学生のまちづくりへの参画も促進します。

⁴⁷ 都市計画提案制度：都市計画法に基づく提案制度は、まちづくりに対する地域の取組みなどを都市計画に反映させる制度。（都市計画法第21条の2）

(2)地域・地区協働によるまちづくり

自治会等は、地域活動の主体として防犯・防災、環境美化、福祉等に取り組んでおり、居住地のまちづくりの主体となるものです。少子高齢化が進んでいますが、自治会活動を維持、活発化させることで地区協働（地区総意）でのまちづくりを推進します。

また、公民館は、社会教育活動はもとより地域活動の拠点の場を担っています。さらに、支所管内には地域協議会があり、地域のまちづくりをリードしています。

地域協議会や公民館でまちづくりについて話し合い、それらを一つ一つ実践するとともに互いに連携を深め、それぞれの地域・地区で自主的かつ個性豊かなまちづくりを進めていきます。

(3)連携によるまちづくり

ア 関係機関等との連携

計画に位置づけられた事業の実施には、様々な部署が関わるため、庁内関係部署はもとより、国、県等行政機関と十分に連携を取り、計画事業を力強く推進します。

また、関係業界へも積極的な情報提供を行い、業界・事業所が一体となった取組みを展開し、都市政策の一層の具体的推進を図ります。

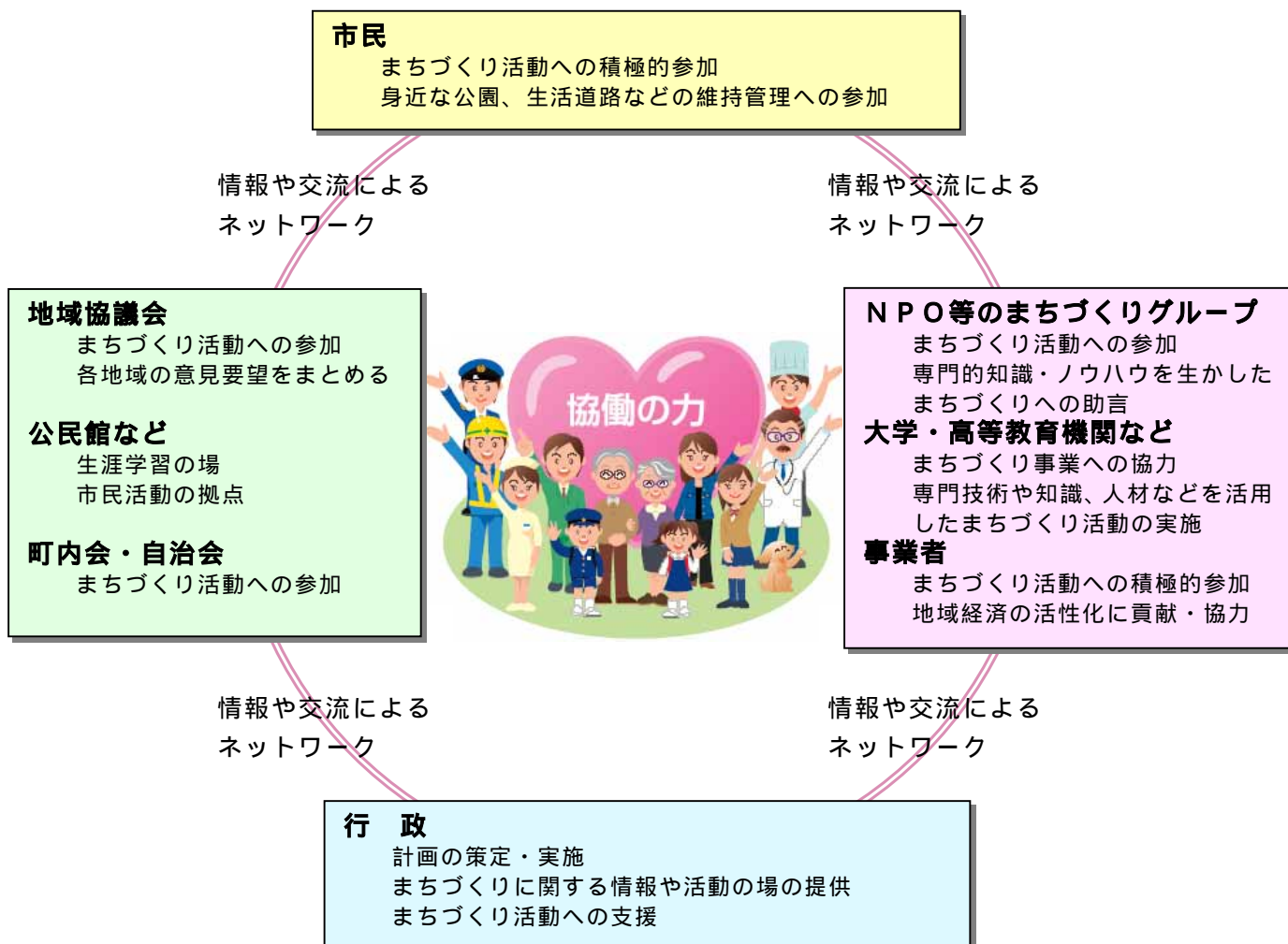
イ 広域連携の推進

観光や産業、環境など様々な分野において、一自治体では解決できない課題が顕在化しています。

このため、宍道湖沿岸自治体首長会議や中海市長会など自治体の枠を超えた行政の連携組織のほか、民間が主となった協議会も多数設置されており、圏域の発展を見据えた各種の取組みが検討・実施されています。

こうした行政の連携組織と民間が主となった協議会が協働し、宍道湖・中海圏域の諸都市が自治体及び県境を越え、連携した共通課題への取組みを展開します。

下図は、協働のまちづくりをイメージしており、枠内は主な役割を記載しています。



2. 計画・実行・見直し機能を持った柔軟性のあるまちづくり

(1) 計画性・実効性のあるまちづくり

まちづくり施策や事業は、その緊急性や投資効果、実現可能性等を十分に評価し、利害関係者の合意形成を図った上での実効性が重要な要素となります。

計画性・実効性を高めるためには、市民との協働のまちづくりは当然のこと、市民共通のまちづくり意識が必要であり、「まちづくり条例⁴⁸」の制定を目指します。

施策や事業の実施では、それぞれの法令等に基づき個別に実施されることもあり、十分に効果を発揮しないこともありました。このため、可能な限り施策・事業の相互調整を図るとともに、施策・事業のパッケージ化を図り、総合的な効果を引き出せるような取組みを強化します。

また、財政状況が厳しい中で、施策・事業等の実現性を確保するために、PFI⁴⁹、指定管理者制度など民間活力を活用した事業実施についても導入を促進します。

(2) 評価、見直しにより進めるまちづくり

本マスタープランは、長期的な都市政策の視点に立ち、向こう10年間の都市計画に関する基本的な方針を示していますが、計画期間中には社会経済情勢や市民ニーズも大きく変化してくる可能性があります。

本計画を進めるにあたり、単に計画通りに進んでいるかチェックするだけでなく、こうした変化に対応できる計画であるか評価する必要があります。

このため、この計画が本当に市民・地域にとって有効な計画であり、実行して価値のあるものか否かを常にチェックし、市民と地域のニーズに合致しているか否かを評価、見直すことにより、よりよい松江市づくりに結び付けます。

さらに、各事業の実施にあたっては、「P D C A（計画 - 実行 - 評価 - 見直し）サイクル」⁵⁰のシステムを用いて、市民の意見を反映させ、長期的な都市政策の視点に立ち、総合的に評価、見直しを行います。

⁴⁸ まちづくり条例：まちづくりにおける地域に特有の政策の実現や課題の解決のため、地方自治法に定められている自治立法権に基づき地方自治体が議会の議決を経て定める法令。開発に関するもの、生活・自然環境の維持保全、景観の維持保全等、多岐にわたっており、近年重要性が高まっている。

⁴⁹ PFI：Private Finance Initiativeの略で、公共施設等の計画、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

⁵⁰ P D C A：Plan、Do、Check、Actionの頭文字で、事業や政策に対し、四つのステップを一つのプロセスとして捉え、継続的に改善を図るもの。

松江市都市計画マスタープラン

平成 20 年（2008 年）3 月

発行 / 松江市（都市計画課）

〒690-8540

島根県松江市末次町 86

電話：0852-55-5373

FAX：0852-55-5552